

中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会（第1回）配布資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/128/siryo/1412213_00018.htm

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

中央教育審議会

>

初等中等教育分科会

>

学校安全部会（第13期）

> 中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会（第1回）配布資料

中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会（第1回）配布資料

1．日時

令和8年9月9日（水曜日）15時00分～18時00分

2．場所

オンライン（Zoom利用）

3．議題

部会長等の選任について【非公開】

学校安全部会の運営等について【非公開】

第4次学校安全の推進に関する計画の策定について

学校安全の現状と課題について

意見交換

4．配付資料

00【議事次第】学校安全部会（第1回）(PDF:64KB)

01【資料1】第13期中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会委員名簿 (PDF:118KB)

02【資料2】初等中等教育分科会における部会の設置について (PDF:89KB)

03【資料3】初等中等教育分科会学校安全部会運営規則（案）(PDF:100KB)

04【資料4-1】第4次学校安全の推進に関する計画の策定について（諮問）(PDF:206KB)

05【資料4-2】第4次学校安全の推進に関する計画の策定について（概要）(PDF:200KB)

06【資料5-1】第3次学校安全の推進に関する計画（概要）(PDF:573KB)

07【資料5-2】学校安全に関する施策の進捗状況（令和7年度）(PDF:1.6MB)

08【資料5-3】取組状況を踏まえた検討課題 (PDF:203KB)

09【資料5-4】第5期教育振興基本計画（令和10年度～令和14年度）諮問の概要 (PDF:689KB)

10【資料5-5】ウェルビーイングの向上について (PDF:681KB)

11【資料5-6】災害共済給付データを活用した情報提供について (PDF:448KB)

12【資料6】首藤委員による発表資料（配布用）(PDF:1.6MB)

13【資料7】吉門委員による発表資料（配布用）(PDF:4.0MB)

14【資料8】学校安全部会の日程（案）(PDF:78KB)

15【参考資料1】学校安全の取組について (PDF:1.4MB)

16【参考資料2】中央教育審議会関係法令 (PDF:155KB)

17【参考資料3】中央教育審議会運営規則 (PDF:111KB)

18【参考資料4】中央教育審議会初等中等教育分科会運営規則 (PDF:187KB)

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

（総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

[ページの先頭に戻る](#)

[文部科学省ホームページトップへ](#)

中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会（第1回）

議事次第

1. 日 時 令和8年9月9日（水）15:00～18:00

2. 場 所 オンライン

3. 議 事

- （1）部会長等の選任について
- （2）学校安全部会の運営等について
- （3）第4次学校安全の推進に関する計画の策定について
- （4）学校安全の現状と課題について
- （5）意見交換

4. 配付資料

- 資料1 第13期中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会委員名簿
- 資料2 初等中等教育分科会における部会の設置について
- 資料3 初等中等教育分科会学校安全部会運営規則（案）
- 資料4－1 第4次学校安全の推進に関する計画の策定について（諮問）
- 資料4－2 第4次学校安全の推進に関する計画の策定について（概要）
- 資料5－1 第3次学校安全の推進に関する計画（概要）
- 資料5－2 学校安全に関する施策の進捗状況（令和7年度）
- 資料5－3 取組状況を踏まえた検討課題
- 資料5－4 第5期教育振興基本計画（令和10年度～令和14年度）諮問の概要
- 資料5－5 ウェルビーイングの向上について
- 資料5－6 災害共済給付データを活用した情報提供について
- 資料6 首藤委員による発表資料
- 資料7 吉門委員による発表資料
- 資料8 学校安全部会の日程（案）
- 参考資料1 学校安全の取組について
- 参考資料2 中央教育審議会関係法令
- 参考資料3 中央教育審議会運営規則
- 参考資料4 初等中等教育分科会運営規則

**第13期中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会
委員名簿**

(敬称略・五十音順)

大木	聖子	慶應義塾大学 環境情報学部 准教授
小川	和久	東北工業大学 総合教育センター 教授
木田	博	鹿児島市教育委員会 教育DX担当部長
北村	光司	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人工知能研究センター 主任研究員
坂井	由利子	国分寺市立第十小学校 校長
桜井	愛子	神戸大学 大学院国際協力研究科 教授
佐々木	勝世	東京都港区立高輪幼稚園 園長
下出	尚弘	岐阜県飛騨市教育委員会 教育長
下東	義忠	宮崎県教育庁 高校教育課 産業教育担当 主幹
首藤	由紀	株式会社 社会安全研究所 代表取締役 所長
竹原	和泉	NPO 法人まちと学校のみらい 代表理事
藤田	大輔	大阪教育大学 健康安全教育系 特任教授
藤高	ちよ	熊本市立春日小学校 校長
森	涼	学校法人石川義塾 学校法人石川高等学校・石川義塾中学校 理事長・校長
森本	晋也	岩手県立図書館 館長
山崎	彩	大阪府立平野支援学校 校長
吉門	直子	高知県土佐市教育委員会 教育長
渡辺	弘司	公益財団法人日本学校保健会副会長、公益社団法人日本医師会常任理事

初等中等教育分科会における部会の設置について

平成十三年四月十九日
初等中等教育分科会
平成十五年五月二十六日改正
平成十五年十月十六日改正
平成二十三年九月六日改正
平成二十五年四月三日改正
平成二十六年八月六日改正
平成二十七年二月二十五日改正
平成二十七年十月十九日改正
平成二十九年三月六日改正
平成二十九年六月二十七日改正
平成三十一年二月二十日改正
令和元年五月八日改正
令和三年四月十九日改正
令和四年一月十四日改正
令和五年四月四日改正
令和五年五月二十四日改正
令和七年三月二十六日改正
令和七年七月二日改正
令和八年九月一日改正

中央教育審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十号）第六条、中央教育審議会運営規則（令和七年三月十七日中央教育審議会決定）第四条及び初等中等教育分科会運営規則（令和七年三月二十六日初等中等教育分科会決定）第二条に基づき、初等中等教育分科会に次の部会を設置する。

1 教育課程部会

（所掌事務）

初等中等教育の教育課程に関する重要事項を調査審議すること。

2 教員養成部会

（所掌事務）

- ① 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項を調査審議すること。

② 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき中央教育審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3 教師を取り巻く環境整備特別部会
(所掌事務)

教師を取り巻く環境整備に関する総合的な方策に関する重要事項を調査審議すること。

4 学校安全部会
(所掌事務)

学校安全の推進に関する重要事項を調査審議すること。

初等中等教育分科会学校安全部会運営規則（案）

令和八年 月 日
学校安全部会決定

中央教育審議会運営規則（令和七年三月十七日中央教育審議会決定）第四条第五項の規定に基づき、初等中等教育分科会学校安全部会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 初等中等教育分科会学校安全部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）、中央教育審議会運営規則及び初等中等教育分科会運営規則（令和七年三月二十六日初等中等教育分科会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第二条 部会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- 一 部会長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

（会議の傍聴）

第三条 部会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課（以下この条において「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、部会の会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として当該各号に掲げる人数とする。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者 一社につき一人
- 二 前号に掲げる者以外の者 原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数

- 2 前項の登録を受けた者（以下この条において「登録傍聴人」という。）は、部会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
- 4 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
- 5 部会長は、登録傍聴人が、第二項の規定による許可を受けず、若しくは第三項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（会議資料の公開）

第四条 部会長は、部会の会議において配付した資料を公開しなければならない。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

- 第五条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、部会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和八年 月 日）から施行するものとする。

8 文科教第 8 6 7 号

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

第4次学校安全の推進に関する計画の策定について

令和8年8月21日

文 部 科 学 大 臣 松 本 洋 平

(理由)

第4次学校安全の推進に関する計画の策定について

子供が心身ともに健やかに育つことは、全ての人々の願いです。子供の育つ環境が安全なものとして整えられ、また、子供や保護者その他全ての人々が安全な生活を送ることができるような社会を築いていくため、必要な取組を進めていかなければなりません。

学校は、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、児童生徒等が生き生きと学び、自己実現に向かうために、安全で安心な環境であり続けることが必要です。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、その生涯にわたり、安全な生活を送るための基礎的な素養を身に付けていくことが求められます。

さらに、学校における家庭や地域、関係機関との連携・協働による安全に係る取組は、持続的な安全文化の構築につながる教育活動であり、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることは、学校教育の重要な目標の一つです。

こうした理念を踏まえ、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校保健安全法において「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画を策定」することが規定されています。

これに基づいて、平成24年4月に「学校安全の推進に関する計画」が、平成29年3月に「第2次学校安全の推進に関する計画」、令和4年3月に「第3次学校安全の推進に関する計画」が、閣議決定されています。

現行の「第3次学校安全の推進に関する計画」は、令和4年度から令和8年度までの5年間にわたり、国と地方公共団体が相互に連携を図り、各学校において安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするための重要な指針として策定されたものです。

現行計画に基づく取組の結果、先進的な取組が進められた地域や学校がある一方、いまだ十分とは言えない地域や学校も見られます。また、現行計画策定以降、安全に関する新たな課題も生じており、策定から5年が経過するに当たり、これまでの状況を踏まえた計画の見直しが必要です。

以上のことを踏まえつつ、学校安全の推進に関する計画の改訂に向けては、計画に盛り込むべき内容として、主に次の事項を中心に御審議いただきたいと考えております。

第一に、現行計画に基づくこれまでの取組状況を踏まえ、計画策定後の社会の状況の変化等に基づき、今後改善すべき点や新たに追加すべき点について御検討をお願いします。

能登半島地震や同年の豪雨、熊本地震などの大規模災害では、学校施設に被害が生じています。さらに、教職員も被災する中で、学校の早期再開が課題となるなど、大規模災害時における被災地でのすみやかな学びの確保支援に向けた全国的な体制整備が求められています。

また、甚大な被害をもたらした東日本大震災の記憶を語り継ぎ、その経験を生かすとともに、今後発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、近年の激甚化・頻発化している豪雨などの自然災害に対応できるよう、児童生徒等の命を守るための対策や、地域と連携した実践的な防災教育の充実が喫緊の課題です。

さらに、近年は猛暑日が増加する中で、熱中症のリスクの増加が懸念されていることから、児童生徒等の安全を確保した教育活動や、災害時には避難所にもなる学校の体育館等の空調整備などが求められています。

このほか、学校への不審者侵入事件や児童生徒等が登下校中に事件・事故に巻き込まれる事案も引き続き発生しています。また、クマ等の鳥獣による被害の恐れも懸念されています。少子高齢化等の地域社会の実情を踏まえつつ、スクールガード・リーダーの配置推進など通学時をはじめ学校内外における事件・事故防止等の安全確保策の検討や、近年の道路交通法の改正等を踏まえた自転車等に関する交通安全教育の充実などについて、コミュニティ・スクールの仕組みの活用等を通じて、家庭や地域、関係機関と連携した対策を着実に実行することが求められています。

加えて、SNSに起因する犯罪被害や、性被害・性暴力への対策、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案や学校におけるサイバーセキュリティ対策など、現代的な課題への対応も必要とされています。

特に、性犯罪・性暴力対策については、児童生徒等が生命を大切にするとともに性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」が全国の学校で実施されることが求められています。

さらに、校務DXや先端技術の活用が進められており、こうした動きも踏まえ、学校の働き方改革にも配慮した効果的・効率的な安全教育と安全管理の在り方を検討することも必要です。

第二に、安全教育について、教育活動全体を通じた取組の推進と全国的な質の向上に向けた方策について、御検討をお願いします。

安全教育においては、いかなる状況下でも児童生徒等が自らの生命を守り抜くために主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることを視点として、災害安全、防犯を含めた生活安全、交通安全の三領域や現代的な課題への対応を含めた安全教育を、教育活動全体を通じて効果的に行うことが求められるとともに、安

全に関する資質・能力の評価や取組の改善方策等が引き続き課題となっています。

また、地域や学校における取組に依然として差が見られることも引き続き課題となっています。安全教育に関する先進的な取組を検証し、指導方法の工夫を普及するための方策とともに、指導時間の確保や全国的な取組の質の向上を図るため、教育活動全体を通じた取組の推進にとって重要となる学校安全計画の位置付けやその内容の在り方についても検討していくことが必要です。加えて、より実践的な教育内容の充実のために必要となる学校と関係機関の連携強化を図っていくことが求められます。

さらに、現在、令和6年12月25日の「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の諮問を受け、次期学習指導要領等に向けた審議が中央教育審議会において進められております。その中では、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや社会に開かれた教育課程を持続可能な形で実現できるよう、コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを実質化することについても検討がなされており、こうした議論を踏まえた安全教育の在り方についての検討が必要となっています。

こうした動きを踏まえながら、国、地方公共団体、学校設置者や地域がそれぞれの立場から取り組むべき施策・連携の在り方について御検討をお願いします。

第三に、安全教育や安全管理を適切に行うために必要となる組織体制の整備や、初任者・中堅・管理職等の各段階における教員研修の在り方を含む教職員の資質能力の向上方策について御検討をお願いします。

学校における安全は学校教育の大前提であり、また事件・事故、火災、自然災害は学校教育のあらゆる場面で発生し得ることを念頭に、過去に発生した痛ましい事件・事故の教訓を踏まえながら、児童生徒等の安全を着実に守るために、校外学習・部活動なども含めた全ての教育活動（移動を含む。）において、現場における学校安全の確保を徹底し、実効的で持続的なものとするのが不可欠です。そのためには、各学校における実効性のある危機管理マニュアルの整備・運用、学校安全の中核を担う教職員の配置など学校における組織体制の整備、コミュニティ・スクールの仕組みの活用やセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の取組の充実などを通じた、学校と家庭・地域、警察・消防等の関係機関等の連携の充実が必要とされています。

また、自然災害や火災、事件・事故が発生した際に、児童生徒等の命を守るためには、全ての教職員が協力し合って的確に対応しなければなりません。加えて、児童生徒等に対する安全教育の充実を図るためには、教職員自身が自然災害等の安全に関する知見等、指導すべき内容を明確に把握しておくことが重要です。

この点、令和元年度から、教職課程において学校安全について必ず修得することとされていますが、特に事故や災害時において必要となるAEDを用いた一次救命処置などに関する実習の充実が課題となっています。

さらに、現在、令和6年12月25日の「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」の諮問を受け、教員養成の在り方等に関する審議が中央教育審議会において進められており、その中では、共通的に履修すべき内容等の検討がされています。

こうした議論を踏まえ、教員養成段階のみならず、初任者・中堅・管理職等の各段階における教員研修の在り方を含め、教職員の資質能力の向上方策についての検討が必要となっています。

そのほか、前述の現在審議されている次期学習指導要領等に向けた改訂の議論も踏まえながら、実効的・持続的に学校安全の取組の質を確保するための組織体制の充実及び教職員の資質能力の向上方策について御検討をお願いします。

このほか、今後の学校安全の推進を図る上で必要な取組について御検討をお願いします。

以上の点を中心に、今後の学校安全の推進施策について、基本的方針及び諸方策の御審議をお願いします。

第4次学校安全の推進に関する計画の策定について

令和8年9月9日
学校安全部会(第1回)
資料4-2

【学校保健安全法第3条】

国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

現行計画：令和4年3月25日閣議決定(令和4～令和8年度)

「第4次学校安全の推進に関する計画の策定」について(諮問)
(令和8年8月21日 第144回中央教育審議会総会)

第4次計画策定に向けての論点(案)

現行計画期間中の取組状況の検証及び近年の災害の激甚化やSNSに起因する犯罪被害、クマ等の鳥獣被害の恐れ、事件・事故、火災等の社会の状況変化を踏まえた対応

- 東日本大震災・能登半島地震・熊本地震、近年の災害の激甚化などを踏まえた地域と連携した実践的な防災教育
- 学校内外における事件・事故防止等の安全確保策、自転車等に関する交通安全教育の一層の充実
- SNSに起因する犯罪被害や生命(いのち)の安全教育など現代的課題への対応
- 学校の働き方改革への対応、校務DXや先端技術の活用等による効果的な安全教育・安全管理の在り方

教育活動全体を通じた安全教育の取組の推進と、全国的な質の向上

- 災害安全、生活安全、交通安全の三領域や現代的課題への対応を含めた安全教育の教育活動全体を通じた効果的な実施
- 指導時間の確保や全国的な取組の質向上のための、学校安全計画の位置付けやその内容の在り方
- 実践的な教育内容充実のための、学校と関係機関の連携強化の方策
- 次期学習指導要領等に向けた議論を踏まえた安全教育推進のための具体的な方策

発生した事件・事故、火災等を踏まえ、安全教育や安全管理を適切に行うための組織体制の整備や、教職員の資質・能力の向上

- 校外学習・部活動なども含めた全ての教育活動(移動を含む)における学校安全の確保の徹底
- 学校安全の中核を担う教職員の配置など学校における組織体制の整備
- コミュニティ・スクールの仕組みの活用やセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた取組の充実など、学校と家庭・地域、警察・消防等の関係機関等の連携による持続的な学校安全の確保
- 教職員の資質・能力の向上方策の充実

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

令和8年9月9日
学校安全部会(第1回)
資料5-1

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
- 学校安全の取組内容や意識の差
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性など

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

II 推進方策

 **5つの推進方策**を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する
組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との
連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における
安全に関する教育の充実

4. 学校における
安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

推進方策 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

推進方策 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

推進方策 3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

推進方策 4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

推進方策 5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

学校安全に関する施策の進捗状況（令和7年度）

＊「第3次学校安全の推進に関する計画」の計画期間内における各主要指標の実績値は、主に「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（令和5年度実績）」を用いており、それ以外の項目には、関係する出典等を記載し、参考値として示しています。

＊「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」を以下、「取組状況調査」と表記する。

令和8年9月9日
学校安全部会（第1回）
資料5－2

1. 学校安全に関する組織的取組の推進【実施状況】○：令和7年度まで実施終了、◎：令和8年度以降も継続実施

第3次計画における学 校安全の推進方策	計画期間 内の実施 状況	令和7年度の具体的な取組 （《 》内に、左記推進方策に対応した主な取組を記載）		取組の成果等	今後の課題・予定等	主要指標の状況*	
						主要指標	（参考） R5年度実績
（1）学校経営における学 校安全の明確な位置付け ①学校安全を学校経 営へ位置付ける周 知啓発等取組推進	◎	安全担当者会議等での周知 《①》	都道府県・政令指定都市学校安全主管課長会議や年2回の担当者会等 で周知啓発を実施した。	各会議において、各学校における学校安全を推進する上での重要なポイント及び 好事例を周知することで、取組の推進を図った。	○学校経営における学校安全の明確な位置付 けや校内体制の整備が一層図られるよう、 「審議のまとめ」の内容を踏まえる形で引き 続き各種会議やセミナー等で周知する。 ○令和7年度は、学校経営における学校安全 の明確な位置付けや校内体制の整備に関する 取組事例も収集し、一層の啓発を図る。 ○今後の「取組状況調査」で実態把握する。	学校安全を学校経営に位置付け ている学校数	97.4%
		学校の担当者向けセミナー等の 開催《①》	「学校安全実践力向上セミナー」の『学校安全基礎コース』（申込数 729人）『学校安全管理職コース』（申込数787名）において、学校経営 に学校安全を位置付けることの重要性を周知した。	今後の取組の意向を尋ねたセミナー受講後のアンケートの結果では、「取り組 んでみようと思う」との回答が『学校安全基礎コース』96.1%、『学校安全管理職 コース』は96.3%となっており、学校経営への位置付けや校内体制の整備に取り組 む意識の向上に寄与した。		校内体制整備状況（校内安全委 員会、学校安全部等の設置）	93.7%
		「学校安全の推進に関する有識者 会議」での検討《①》	「学校安全の推進に関する有識者会議」において、学校における安全 教育の取組のさらなる充実についての検討を行った。	「学校安全の推進に関する有識者会議」での検討を踏まえ、各学校における安全 教育の体系的な実施や、指導内容を充実させるための観点・手法等について整理 した資料の骨子を取りまとめた。		学校評価に学校安全に関する項 目を扱っている学校数	87.7%
（2）学校安全計画に基づ く実践的な取組内容の充実 ②学校安全計画の好事例 等収集発信	◎	安全担当者会議等の周知《②》	都道府県・政令指定都市学校安全主管課長会議や年2回の担当者会等 で周知啓発を実施した。	各会議において、各学校における学校安全を推進する上での重要なポイント及び 好事例を周知することで、取組の推進を図った。	○各学校や学校の設置者が学校安全計画の実 効性を高める見直しの観点や手法等の整理な ど、更なる取組の推進に向けた検討が必要。	学校安全計画の策定状況	98.8%
		学校安全ポータルサイトによる事 例等発信《②》	文部科学省の学校安全ポータルサイトにおいて、各都道府県・指定都 市教育委員会が作成した学校安全計画に基づく実践的な取組の事例集等 を収集し発信した。	最新の学校安全計画に基づく実践的な取組の事例集等の掲載を随時更新するこ とで、取組の推進を図った。		学校設置者による定期的な点 検・指導の状況	90.1%
（3）危機管理マニュアル に基づく取組内容の充実 ③危機管理マニュアル見 直しガイドラインを活用 した見直し推進 ④外部の有識者等の知見 を加えた見直しの取組を 支援 ⑤危機管理マニュアル見 直しガイドラインの適時 更新	◎	学校の担当者向けセミナー等の 開催《③、④》	「学校安全実践力向上セミナー」の『危機管理マニュアル見直しセミ ナー』では、有識者の講義をオンデマンド配信した。「専門家派遣」で 実施した『危機管理マニュアル見直しワークショップ』では、外部有識 者の知見を活かしたワークショップを実施した。（11会場392人参加）	『危機管理マニュアル見直しセミナー』の聴講者アンケートでは、「参考になっ た」との回答が、基礎編・実践編共に100%であった。 『危機管理マニュアル見直しワークショップ』の参加者アンケートでは、「今後 のマニュアル見直しの参考になった」との回答が99.4%であった。また、マニユ アルの見直しに「すぐにでも取り組む」との回答が48.3%、「今年度中には取り組 む」との回答が35.9%あり、危機管理マニュアルの見直しに関する意識の向上に寄 与した。	○学校及び学校の設置者向けの各セミナー実 施の成果が見られたことから、引き続き、取 組を実施し、外部の有識者等の知見を加えて 見直しを行う学校及び学校設置者の取組を支 援する。 ○令和7年度の調査研究「危機管理マニユ アル等の見直し・実効性を高める方策」におい て、実効性を高める見直しの観点や体制、手 法等について収集し、有識者会議における委 員の意見を踏まえながら検討する。 特に、外部と連携したマニュアルの策定・見 直しの取組はまだ十分に進んでおらず、浸透 を図る必要がある。	危機管理マニュアル策定状況	99.5%
		教育委員会（設置者）担当者向 けワークショップの開催《③、 ④》	「専門家派遣」の『危機管理マニュアル見直しワークショップ』に、 おいて、外部有識者により危機管理マニュアルの具体的な見直しの方法 や、指導助言を行う上での考え方を習得することを目的とした、教育委 員会（設置者）担当者向けワークショップを開催した。（自治体名：福 井県・大分県）			学校設置者による定期的な点 検・指導の状況	91.6%
						災害の種類、学校の立地に応じ たマニュアル策定・見直し 地震 津波被害 浸水被害 土砂災害 火山災害 原子力災害	96.7% 93.9% 83.9% 79.5% 72.5% 91.6%
		「学校安全の推進に関する有識者 会議」での検討《⑤》	「学校安全の推進に関する有識者会議」において、危機管理マニユ アルの見直し・実効性を高める方策についての検討を行った。	「学校安全の推進に関する有識者会議」での検討を踏まえ、危機管理マニユアル 等の実効性を高める見直しの観点・手法等について整理した資料の骨子を取りま とめた。	地域の事故等のリスクに応じた マニュアルの策定・見直し マニュアルの策定・見直しの際 の外部有識者の関与の状況 事故・災害発生後の教育活動の 継続の記載状況	96.3% 22.1% 48.5%	
						※参考値（文部科学省調べ）	

（４）学校における人的体制の整備 ⑥学校安全の中核を担う教職員の実態調査 ⑦学校安全の中核を担う教職員配置に向けた制度上の位置付け検討 ⑧学校安全の中核を担う教職員を対象としたオンラインを取り入れた効果的な研修の充実	◎	取組状況調査における実態把握《⑥》	「取組状況調査（令和５年度実績）」において、各学校における学校安全の中核を担う教職員等の配置状況や、学校安全を推進する校内組織の実態を把握した。	学校安全の中核を担う教職員等の全国の学校での位置付け状況は、令和５年度で98.0%であり、前回調査（令和３年度）より1.2ポイント増加した。また、このうち、安全主任や主事として位置付けている状況は58.2%で前回調査より23.7ポイント増加し、校内体制の整備が図られてきている。	○令和７年度は「審議のまとめ」を踏まえ、校内各担当や外部連携機関との連携が取れた運営体制や、学校安全に関する資質能力が習得できる充実した研修制度、教職員による主体的な活動がなされている好事例を収集・周知するなど取組の一層の推進に努める。 ○学校安全の中核を担う教職員についても、その役割や必要性について、好事例の周知等を通じて理解促進を図り、 <u>各学校における位置付けの一層の推進に向けた取組を引き続き進める必要がある。</u>	校務分掌に学校安全の中核を担う管理職以外の教職員の位置付け ※（ ）：安全主任（主事）などの位置付け 学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制	98.0% (58.2%) 60.5%
		「学校安全の推進に関する有識者会議」での検討《⑦、⑧》	「学校安全の推進に関する有識者会議」において、「審議のまとめ」を踏まえた対応状況についての整理を行った。	学校安全の中核を担う教職員には、学校内外との連携・調整機能充実のための「新たな職」の動きを踏まえつつ、中堅層の教師を充て適切な処遇等について検討することとした。			
		学校安全の中核を担う教職員を対象した効果的な研修《⑧》	「学校安全に係る専門性向上支援」事業において、都道府県教育委員会の指導主事と各地域の学校安全の推進を担う中核教員を対象に学校安全指導者研修会を開催した。（参加者：35名、会場：石川県、内容：被災地における防災教育の取組） SPSの考え方を取り入れた学校安全実践力向上セミナーでは、オンライン配信の他にオンデマンド教材も準備し、研修の充実を図った。	学校安全指導者研修会参加者の全員から、研修内容を「今後に生かしてみようと思う」との回答があった。参加者からは「災害は発災直後だけでなく、復旧・復興の長期化まで見据えた学校安全教育が重要だということを再認識した。」や「学校と地域のかかわりが大切であると、あらためて感じる事ができた。学校と地域をつなげることに取り組むことで学校安全の充実に努めたい。」という意見があり、被災地域の教訓等を踏まえ、防災教育を推進していく意識の向上に寄与した。			
（５）学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実 ⑨校長及び学校安全の中核を担う教職員に対する研修の充実 ⑩学校安全の指導資料の充実 ⑪教職員のためのeラーニング適時更新	◎	各都道府県等における研修実施を支援《⑨》	「学校安全教室の推進」事業において、教職員等の安全教育における指導力の向上等を目的に、各都道府県・指定都市教育委員会が実施する研修会を委託事業により支援した。（委託自治体数：41自治体）	「学校安全教室の推進」事業において、実施した研修の領域は、「（防犯含む）生活安全」29自治体、「災害安全」30自治体、「交通安全」33自治体、「心肺蘇生実技」11自治体、「学校事故対応、現代的課題等」22自治体である。また、対象者を域内の公立校だけでなく、国立・私立学校への参加も促した。	○令和７年３月にとりまとめて周知した「審議のまとめ」の中で、教職員がそれぞれの段階で身に付けるべき資質・能力について整理した。今後は様々なツールを使いながら研修を一層充実させていく必要がある。 ○「教職員のための学校安全 e-ラーニング」の活用を促すとともに、令和７年度以降適時更新を行う。 ○研修コンテンツ等の充実を図っているものの、校長に対する研修実施割合も７割弱にとどまるなど、より一層 <u>校長が学校安全について知見・専門性を持ってリーダーシップを発揮できるようにする環境整備等の検討</u> が求められる。	校長、学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制 【危機管理マニュアルに基づく教職員の実践的な訓練の実施状況】 実践的な避難（防災）訓練等の実施 教育活動中の子供の重大事故を想定した訓練等の実施 熱中症発生時に備えた教職員向けの訓練の実施状況	(校長) 66.7% 95.4% 95.0% 47.8%
		「学校安全の推進に関する有識者会議」での検討《⑨》	「学校安全の推進に関する有識者会議」において、学校における安全教育の取組のさらなる充実についての検討を行った。	「学校安全の推進に関する有識者会議」での検討を踏まえ、各学校における安全教育の体系的な実施や、指導内容を充実させるための観点・手法等について整理した資料の骨子を取りまとめた。			
		学校安全に関する指導資料の活用・周知《⑩、⑪》	都道府県・政令指定都市学校安全主管課長会議や年２回の担当者会等で、最新の情勢を踏まえた学校安全に関する指導資料の活用、「教職員のための学校安全 e-ラーニング」の活用を促した。	「取組状況調査（令和５年度実績）」において、「教職員のための学校安全 e-ラーニングや職員だよりの活用」が50.1%であった。 教職員のための学校安全e-ラーニングのページに、令和６年度は約10万件のアクセスがあった。特に、基礎研修シリーズは約28,000件のアクセス、中堅教職員向けは約11,000件のアクセスがあり、どちらも前年度の約2.5倍の増加が見られた。			
（６）教員養成における学校安全の学修の充実 ⑫学校安全に関する学修内容の充実を促す ⑬大学等の授業科目のプログラム作成・周知（学校安全を題材として扱うことやAEDを用いた実習等）	◎	大学等の教員養成機関の会議等における情報提供《⑫、⑬》	大学等の教員養成機関が集まる各種会議において、学校安全に関する学修の充実が図られるよう情報提供を行った。	○有識者会議の場で、学校安全に関する学修の充実に向けた検討を行ったことを受け、AEDを用いた実習を含む一次救命処置（BLS）の実施等について、通知の周知を行った。その際、教職員を目指す学生向けのeラーニングコンテンツも併せて周知を図り、学校安全に関する学修を総合的に高めた。 ○大学等の教員養成機関が集まる各種会議の場で、学校安全に関する学修の着実な実施や、AEDを用いた実習を含む一次救命処置の実施に関する意識の向上に寄与した。 ○都道府県等の担当者会議において、消防庁からAEDを用いた一時救命処置（BLS）の実施等について、事例等を交え説明いただいたことにより、効果的な啓発を実施することができた。	○大学等の教員養成機関において、学校安全に関する学修の充実が図られるよう、今後も関係者が参加する会議等における情報提供等に努める必要がある。 ○eラーニングコンテンツも含めて、 <u>学生が学校安全の重要性を認識し、学習できる環境構築が必要である。</u>	教員養成機関における、学校安全の取扱状況（学校安全の３領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等） 教員養成機関における、AEDを用いた実習を含む一次救命処置（BLS）の実施状況	5コマ以上 84.1% 6.9%
		「学校安全の推進に関する有識者会議」での検討《⑫、⑬》	令和６年度第1回有識者会議において、教職課程を有する大学に行った「学校安全の学修に関する調査」の結果を報告し、学校安全に関する学修の充実に向けた検討を行い、意見を聴取した。				
		一次救命処置（BLS）の実施等の関係機関との連携取組の推進《⑬》	AEDを用いた実習を含む一次救命処置（BLS）の実施等について、消防庁と連携し、事例や取組立案の参考となる通知を発出した。また、AEDを用いた実習を含む一次救命処置（BLS）を取り入れている事例のヒヤリングを調査研究で行った。				
※参考値：教職課程を有する大学への任意によるアンケート調査結果より							

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

第3次計画における学校安全の推進方策		計画期間 内の実施 状況	令和7年度の具体的な取組		取組の成果等	今後の課題・予定等	主要指標の状況*	
			（《 》内に、左記推進方策に対応した主な取組を記載）				主要指標	（参考） R5年度実績
（1）家庭、地域との連携・協働の推進 ⑭学校安全に関する知識・経験を有する地域人材を育成支援 ⑮大学等研究機関や専門機関と連携した外部専門家活用のモデル的取組の支援 ⑯PTA等の参画など子供や保護者の視点からの取組を推進 ⑰人材確保の課題も踏まえた地域連携の情報収集や調査研究等を行い、効率的で継続可能な取組を検討・普及		◎	学校安全推進体制の構築に向けて、各地域のモデル的取組の支援《⑮》	学校安全総合支援事業において、学校安全推進体制の構築に向けて、各地域のモデル的な取組を支援する委託事業を43自治体で実施（都道府県39、指定都市4）した。また、モデル的取組の好事例を成果発表会や学校安全ポータルサイトにおいて共有した。	事業を実施した各モデル地域において、家庭・地域との連携や大学等の専門機関からの支援により安全教育が充実したとの報告がされている。また、事業を委託した都道府県や指定都市において、モデル地域の取組を共有する機会をもって、その普及啓発に努めており、これらの取組を通じて、各学校の地域等と連携した安全体制の整備に寄与した。	○様々な自然災害や事件・事故が発生しており、各地域において、学校安全推進体制の構築が引き続き必要であることから、各地域のモデル的な取組を支援する学校安全総合支援事業を継続していく。	地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、地域と協働して学校安全に取り組んだ学校数	72.4%
			地域人材の育成支援《⑭、⑰》	「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、スクールガード・リーダーの育成やその活動の支援、スクールガード養成講習会の開催経費を補助した。 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を実施し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に係る経費を補助した。	令和7年度末現在で、スクールガード・リーダーの配置が333自治体、人数が1,514人であり、ほぼ横ばいとなっている。 活動に関わる方々へ必要な知識等を身に付ける機会の確保に努めるため、スクールガード・リーダー育成講習会やスクールガード養成講習会は全国で実施された。 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」において、令和7年度は1,376自治体に対して、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に係る経費の補助を行った。登下校の見守りについて、継続的に地域が担うことを目的として、コミュニティ・スクールを活用し、見守り活動の担い手を確保した事例も見られており、こうした事例の周知も通じて、学校と地域が連携した学校安全の取組の推進に寄与した。	○その際、コミュニティ・スクールの役割の事例に学校安全が入ったが、地域との協働は7割強程度で、 <u>安全点検への保護者や地域住民の参画</u> となるとさらに限定的な状況にある。 <u>各地域で意識して取り組んでもらえるよう、浸透を図ることが必要</u> である。 ○「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を継続して実施し、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制の整備を図る。 ○スクールガード・リーダー育成講習会やスクールガード養成講習会の開催回数が前年度より減少し、スクールガードリーダーやスクールリーダーといった <u>地域人材の確保</u> が一層の課題であり、地域の実情に応じた対策の検討が必要である。 ○「学校における安全点検要領」の点検の視点を踏まえた取組体制等が充実するよう、研修会の実施等により引き続き支援する。	（参考） 【学校安全に関する保護者や地域住民の参画状況】 安全点検	保護者 2.8% 地域住民 2.0%
			安全点検の専門家やPTA等が参画して取り組む体制等の事例収集・調査研究《⑭、⑯、⑰》	全国の学校で参考となる、学校の安全点検における専門家の活用やデジタル化、地域住民等が参画する事例を調査研究により収集し、連携体制づくりに参考となる形でまとめ、各学校の設置者や学校等に周知した。	専門家の活用や、地域等の関係者との連携について、その具体的な方法をQ & A形式で作成し、学校安全ポータルサイトで公表・周知することにより、各地域における取組の推進に寄与した。			
			「学校安全の推進に関する有識者会議」での検討《⑯、⑰》	「学校安全を推進する組織体制の在り方検討ワーキンググループ」を設置し、コミュニティ・スクール等の仕組みを生かした組織的な学校安全の推進の在り方について検討した。	「学校安全を推進する組織体制の在り方検討ワーキンググループ」での検討を踏まえ、有識者会議での「審議のまとめ」を令和7年3月にとりまとめ周知。学校及び学校の設置者の理解促進を図る解説動画も作成した。			
（2）関係機関との連携による安全対策の推進 ①通学時の安全対策の推進 ⑱児童生徒等の安全な通行を確保する対策状況のフォローアップ ⑲交通安全の推進体制や交通安全プログラムの実態把握 ⑳効果的な事例等の収集・周知等により、関係機関と連携した取組の強化・活性化を推進 ㉑通学時の効果的な安全教育の手法の普及 ㉒登下校防犯プランに掲げる各施策の実施		◎ (⑱○)	通学路の合同点検に関するフォローアップ調査の実施《⑱》	通学時の安全対策の取組状況について、警察庁、国土交通省と連携して、通学路の合同点検に関するフォローアップ調査を実施した。	都道府県教育委員会等を通じて市区町村教育委員会に通学時の安全対策の一層の体制強化を働きかけた（R7.6.27付け事務連絡）。 通学路の合同点検に関するフォローアップについては、暫定的な安全対策を含んで対策済みとなった。 令和6年度補正予算（スクールバス調査研究・自転車等の動画教材作成）について、その成果を全国に普及した。	○スクールガード・リーダー育成講習会やスクールガード養成講習会の開催回数が前年度より減少し、スクールガードリーダーやスクールガードといった <u>地域人材の確保が課題</u> であり、 <u>なり手の裾野を広げる等、対策の検討が必要</u> である。	市町村通学路交通安全プログラムの策定状況	90.1%
			交通安全の推進体制や交通安全プログラムの実態把握《⑲》	「取組状況調査（令和5年度実績）」において、各市区町村における「交通安全の確保に関する推進体制」や「通学路交通安全プログラム」の作成状況について調査を実施した。	「取組状況調査（令和5年度実績）」で、各市区町村の通学路交通安全の確保に関する推進体制構築は91.6%、市町村通学路交通安全プログラムの策定状況は90.1%であった。	○「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を継続して実施し、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制の整備を図る支援をしていく。	※参考値（文部科学省調べ）	
			関係機関と連携した取組の強化・活性化の推進《⑳》	令和6年度補正予算において、通学時における子供たちの安全対策としてスクールバスの活用に関する調査研究を盛り込んだ。 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を実施し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に係る経費を補助した。	スクールバス調査研究事業については、令和7年度に実施し、その成果を普及した。 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」において、令和7年度は1,376自治体に対して、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に係る経費の補助を行った。登下校の見守りについて、継続的に地域が担うことを目的として、コミュニティ・スクールを活用し、見守り活動の担い手を確保した事例も見られており、こうした事例の周知も通じて、学校と地域が連携した学校安全の取組の推進に寄与した。		各市町村の通学路交通安全の確保に関する推進体制における取組状況	91.6%
			通学時の効果的な安全教育の手法の普及《㉑》	令和6年度補正予算において、改正道路交通法等を踏まえた自転車等に関する交通安全教育のための動画教材等の作成を盛り込んだ。	自転車等の動画教材作成事業については、令和7年度に実施し、その成果を普及した。		※参考値（文部科学省調べ）	
			登下校防犯プランに掲げる施策の実施《㉒》	地域における連携の強化、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、不審者情報等の共有及び迅速な対応、多様な担い手による見守りの活性化、子供の危険回避に関する対策の促進について、引き続き関係省庁と連携して取組を実施した。 「学校安全総合支援事業」全国成果発表会において、子供の登下校時に関する安全教育等も含め、取組事例を共有した。	令和7年度末現在で、スクールガード・リーダーの配置が333自治体、人数が1,514人であり、ほぼ横ばいとなっている。 活動に関わる方々へ必要な知識等を身に付ける機会の確保に努めるため、スクールガード・リーダー育成講習会やスクールガード養成講習会は全国で実施された。			

②犯罪対策における取組 ②③青少年のインターネット利用環境の整備に関する施策の推進 ②④性被害対策について学校における被害防止教育や関係機関と連携した広報啓発 ②⑤取組状況調査の実施と災害発生時の避難所の円滑な開設・運営	◎	青少年を取り巻く有害環境対策の推進《②③》	青少年がインターネット等を適切に活用できるようにする取組として、情報モラルやネットとのかかわり方、家庭でのルール作り等、インターネットトラブルやインターネット上の有害な情報から青少年を守るためのシンポジウムの開催や、自治体等が実施する情報モラルやメディアリテラシー等に係る啓発活動やシンポジウムの実施を支援した。	インターネット上の有害な情報から青少年を守るためのシンポジウムを全国3会場で開催した。また、各地域の取組や有識者によるトークセッションやパネルディスカッションを実施した全国的なフォーラムを開催し、約500名が参加した。参加者からは、「参考になった」という感想が9割以上となっており、有害環境対策に関する意識の向上に寄与した。	○生成AI等の新しい技術革新やSNSに起因する犯罪被害など、社会の変化による新たな危険に対応していく必要がある。	(参考) 【学校安全計画に位置付けて計画的に行われる、安全教育の指導時間の状況】 SNSに係る教育	78.0%
		性被害防止に関する教育等の推進《②④》	「生命（いのち）の安全教育」普及展開事業において、モデル地域を設定し、当該地域内での全校実施を目指す教育委員会等への取組の支援を行った。（8団体602校） 学校等における幼児や児童生徒の発達段階に応じた指導の参考となる指導例動画を作成し公表した。 社会情勢の変化や学校現場の意見等を踏まえ、教材及び指導の手引きの拡充・改訂を行い、より現場のニーズに対応できるものとし、更なる普及・展開を図った。また、大学の教員養成課程で活用できる資料を作成した。 各種会議等を通じ、教育委員会等に向けて「生命(いのち)の安全教育」実施を促した。	「取組状況調査（令和5年度実績）」において、「性犯罪・性暴力」の防止のための教育を実施していると回答した学校の割合は、令和3年度実績が35.8%だったが、令和5年度実績で45.3%と、10ポイント程度上昇している。	○普及展開事業において、性被害等の相談支援を行う専門機関であるワンストップ支援センターを活用した取組を実施する。 ○「生命（いのち）の安全教育」の取組を始めようとする自治体等に、アドバイザーを研修講師等として派遣し、普及啓発を進める。 ○引き続き、各種会議等を通じ、教育委員会等に向けて「生命(いのち)の安全教育」実施の働きかけを随時行う。 ○「生命（いのち）の安全教育」の全国の学校への普及展開を推進するとともに、自治体の取組も支援することで、全国展開を加速化する必要がある。	(参考) 【学校安全計画に位置付けて計画的に行われる、安全教育の指導時間の状況】 性犯罪、性暴力防止のための教育	45.3%
③災害発生時の避難所運営に係る取組	◎	災害発生時の避難所の円滑な開設・運営に向けた実態把握と対策《②⑤》	自治体・地域・学校間での避難所運営に関する事前協議等の必要性を把握し、都道府県等の担当者会議等で周知した。「取組状況調査（令和5年度実績）」において、各学校における地域住民の避難受入れ時の対応について地域の関係機関と協議状況を把握した。	「取組状況調査（令和5年度実績）」において、地域住民の避難受入れ時の対応について地域の関係機関と協議している学校の割合が80.1%だった。	○令和6年度「学校安全安全総合支援事業」における避難所開設体験等の事例紹介なども通じて、自治体・地域・学校間における事前協議等の必要性について、一層働き掛けていく必要がある。	地域住民の避難受入れ時の対応について地域の関係機関と協議している学校の割合	80.1%

3. 学校における安全に関する教育の充実

第3次計画における学 校安全の推進方策	計画期間 内の実施 状況	令和7年度の具体的な取組 (《 》内に、左記推進方策に対応した主な取組を記載)		取組の成果等	今後の課題・予定等	主要指標の状況*	
						主要指標	(参考) R5年度実績
(1) 安全教育に係る時間の確保 ②⑥安全教育を教科等で体系的実施、その指導充実を図る好事例周知 ②⑦学校安全計画に安全教育を取扱う時間を適切に位置付け、年間指導時間の確保を推進	◎	安全教育の取組好事例の周知《②⑥》	都道府県等の担当者会議や学校安全の中核を担う教職員等を対象とした各種研修会等、総合支援事業の全国成果発表会において好事例等を周知した。	学校安全総合支援事業の成果発表会には、162名（発表者を除く）が参加し、「実践発表が参考になった」という回答が97.5%となっており、取組の推進に寄与した。	○令和7年度の調査研究「学校における安全教育のさらなる充実」において、各学校における <u>安全教育の体系的な実施や、指導内容を充実するための観点や評価手法等</u> について、有識者会議における委員の意見を踏まえながら検討する。 ○なお、評価手法についても盛り込んだ「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」について、学習指導要領の改訂と併せて更新やその周知等の検討が必要である。	【学校安全計画に位置付けて計画的に行われる、安全教育の指導時間の状況】 生活安全（防犯含む） 災害安全 交通安全 新たな危機事象(弾道ミサイル、犯罪予告等) SNSに係る教育 性犯罪、性暴力防止のための教育 その他	93.4% 95.6% 96.2% 21.5% 78.0% 45.3% 0.8%
		年間指導時間の確保を推進《②⑦》	「取組状況調査（令和5年度実績）」において、学校安全計画に位置付けて計画的に行われる、安全教育の指導時間の状況を把握するとともに、都道府県等の担当者会議や総合支援事業の全国成果発表会において、各学校が学校安全計画に安全教育を取り扱う時間を適切に位置付けて着実に実施していくことを好事例等を紹介しながら周知した。	安全教育の実施状況は、「取組状況調査（令和5年度実績）」では、安全3領域について、いずれも前回調査よりも増加し、90%超を維持するとともに、性犯罪、性暴力防止など現代的課題についても増加が見られ、安全教育の充実が図られていることを確認した。（参考）生活安全 92.8%→93.4%、災害安全 94.9%→95.6%、交通安全 95.7%→96.2%、性犯罪・性暴力防止 35.8%→45.3%			
		「学校安全の推進に関する有識者会議」での検討《②⑥、②⑦》	令和6年度第4回有識者会議において、「学校における安全教育のさらなる充実」について、好事例の発表と有識者からの意見聴取を行った。	有識者から意見を聴取したことにより、安全教育の充実を図るための課題について把握し、令和7年度の検討につなげることができた。			
(2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実 ②⑧発達段階を考慮した防災教育の手引きの作成(防災ノート含む) ②⑨学校現場で活用しやすい教材やデータ等を作成し、その普及を図る ②⑩家庭に向けた情報伝達・啓発を行うためのひな形も含めて幼児向けの教材を作成 ②⑪実践的な避難訓練の実施を推進し、災害発生時を想定した環境整備に努める ②⑫防災教育に関する調査	◎ (③⑩○)	学校現場での活用しやすい発達段階を考慮した防災教育の手引きの作成《②⑧、②⑨》	正常性バイアスに関する指導事例、実践的な避難訓練・防災教育の取組事例や教材等をまとめた「実践的な防災教育の手引き（中学校・高等学校編）」を公表した。 ※R5：小学校編、R6：中学校・高等学校編に公表、R7：特別支援編	学校安全ポータルサイトへの公表とともに、都道府県等の担当者会議や学校安全の中核を担う教職員等を対象とした各種研修会等における普及を通じて、実践的な防災教育の推進に寄与した。	○近年、全国で豪雨災害が発生していることを踏まえ、風水害等の地域の災害リスクを踏まえた防災教育が発達段階に応じて着実に実施されるよう、多数の事例や取組の方法を紹介する「実践的な防災教育の手引き」の一層の周知・活用を促す必要がある。 ○ <u>実践的な避難訓練や、地域住民等が参加した避難訓練の実施割合については、まだ増加の余地があり、今後も浸透を図る必要がある。</u> ○学校において、いつ起こるかかわからない地震等の災害に備え、様々な場面を考慮して避難訓練が計画、実践的に実施されるよう、「学校安全実践力向上セミナー」「学校安全ワークショップ」等において、訓練内容を検討する研修を取り入れていく。また、実践的な避難訓練の推進にあたって、各地域のモデル的な取組を支援していく。 ○危機管理マニュアル等の実効性を高める見直しの観点や体制、手法等について、有識者会議における委員の意見を踏まえながら検討する。	【実践的な避難訓練の実施】 休み時間や給食(昼食)時間、清掃中の発災 予告なし 管理職が不在時を想定 登下校時 複合災害(地震から開催、大雨の中の地震) 停電を想定 余震を想定 保護者や地域住民、関係機関が参加 不審者対応訓練 引渡し訓練 その他の訓練 【地域の災害リスクや災害の種類に応じた安全教育の実施】 地震 津波 風水害 雪害 土砂災害 火山災害 原子力事故 弾道ミサイル発射（Jアラートによる情報伝達への対応） 地域住民との協働による防災教育・避難訓練の実施	52.9% 58.9% 8.7% 6.2% 46.3% 5.7% 12.5% 19.4% 60.8% 50.9% 4.0% 96.6% 33.7% 50.6% 11.6% 25.1% 3.3% 5.2% 22.1% 88.9%
		災害発生時の環境整備に向けた連携《③⑪》	実践的な取組の好事例を成果発表会や学校安全ポータルサイトにおいて共有した。 学校安全総合支援事業において、学校安全推進体制の構築に向けて、各地域の実践的な訓練のモデル的な取組を支援する委託事業を43自治体で実施（都道府県39、指定都市4）した。	事業を実施した各モデル地域から、実施方法や想定を工夫した訓練の実施について報告がなされた。			
		実践的な避難訓練の実施や見直し状況の把握《②⑫》	「取組状況調査（令和5年度実績）」において、実践的な訓練の実施状況や見直しの状況をはじめとする防災教育の実施状況を把握した。	「取組状況調査（令和5年度実績）」では、例えば「休み時間や給食（昼食）時間、清掃中の発災」を想定した避難訓練について一定増加が見られた。（R3：51.4%→R5：52.9%）			
		「学校安全の推進に関する有識者会議」での検討《②⑧、②⑨、③⑪》	令和6年度第4回有識者会議において、「学校における安全教育のさらなる充実」について、好事例の発表と有識者からの意見聴取を行った。	有識者から意見を聴取したことにより、安全教育の充実を図るための課題について把握し、令和7年度の検討につなげることができた。			

（３）学校における教育手法の改善 ③効果的なカリキュラムや評価手法の開発 ④体験活動やデジタル技術の活用推進 ⑤魅力的で活用しやすい授業事例の共有 ⑥安全評価在り方検討 ⑦危険回避能力の育成などを旨とした教育手法の開発・普及	◎	体験活動やデジタル技術を活用した安全教育の取組、授業事例の共有《③、⑤》	「実践的な防災教育の手引き（小学校編）（中学校・高等学校編）」、「同（特別支援編）※令和7年度公開予定」において、体験活動やデジタル技術を活用した学びによる安全教育の事例紹介をはじめ授業づくりに参考となる内容として取りまとめた。 また、令和８年度から新たに、子供たちの主体的で先進的な取組を子供が発表し合える全国的な交流の場として、全国学校安全フェスタの企画を進めた。	学校安全ポータルサイトへの公表とともに、都道府県等の担当者会議や学校安全の中核を担う教職員等を対象とした各種研修会等における普及を通じて、体験活動やデジタル技術を活用した安全教育の推進に寄与した。	○「実践的な防災教育の手引き（特別支援学校編）」の一層の周知・活用を促す必要がある。 ○安全教育の質的向上につなげる仕組みの構築のため、各地域のモデル的な取組を支援する学校安全総合支援事業を継続していく。 ○デジタル技術の活用については、<u>十分進んでおらず、浸透を図る必要</u>があり、実践事例を踏まえた検討が必要である。 ○令和7年度の調査研究「学校における安全教育のさらなる充実」等をふまえ、各学校における安全教育の体系的な実施や、指導内容を充実するための観点や評価手法等についてさらに検討する必要がある。	デジタル技術を活用した安全教育の実施状況	65.4%
		モデル事業等を通じた教育手法の開発・普及《⑦》	学校安全総合支援事業において、モデル地域における実践的な防災教育の取組を、全国成果発表会や学校安全ポータルサイトにて共有した。	モデル地域における実践的な防災教育の取組の手法を、国や都道府県等で共有してきたことで、「津波」「土砂災害」「火山」などの各地域の災害リスクに応じた防災教育の取組が、前回調査（令和3年度実績）より増加している。			
		「学校安全の推進に関する有識者会議」での検討《③、④、⑥》	令和6年度第4回有識者会議において、「学校における安全教育のさらなる充実」について、好事例の発表と有識者からの意見聴取を行った。	有識者から意見を聴取したことにより、安全教育の充実を図るための課題について把握し、令和7年度の検討につなげることができた。			
（４）幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集・発信 ③⑧幼児期における取組好事例等の収集・発信 ③⑨特別支援学校における取組好事例等の収集・発信	◎	幼児期向け事例の発信《③⑧》	幼稚園教諭等向けの「学校安全実践力向上セミナー」において、安全教育の好事例を紹介し、幼児期に必要な安全教育の研修を実施した。また、都道府県教育委員会等が作成した幼稚園、特別支援学校における安全教育に係る実践事例集を収集し、学校安全ポータルサイトに掲載し、周知した。	幼稚園教諭等向けの「学校安全実践力向上セミナー」では、「防災」「防犯」がテーマのセミナーを実施し、「防災」751名、「防犯」589名の申込みがあった。また、私立からの参加者は6割以上を占めており、セミナーが参考になったとの回答は「防災」95.9%、「防犯」99.3%となっており、私立も含めた意識の向上に寄与した。	○引き続き、幼稚園・特別支援学校を含む学校での安全教育指導事例を掲載した「生きる力をはぐくむ学校での安全教育の展開」も活用し、好事例を発信する。		
		特別支援学校向け防災教育の手引きの作成《③⑨》	令和6年度に「実践的な防災教育の手引き（特別支援教育編）」を作成し、令和7年度に公開した。	特別支援教育における防災教育について調査研究を行い、好事例を収集したことにより留意点が明らかになり、知見をまとめることができた。	○令和7年度の学校安全ポータルサイトへの公表後は、都道府県等の担当者会議や学校安全の中核を担う教職員等を対象とした各種研修会等において取り扱い、周知・活用を見ることがある。「学校安全実践力向上セミナー」「学校安全ワークショップ」等においても取り入れていく。		
（５）現代的課題への対応 ④⑩「生命（いのち）の安全教育」の一層の推進 ④⑪現代的課題の対応を各学校の学校安全計画に位置付け推奨 ④⑫熱中症予防の観点からのマスク着用に関する考え方の一層の周知 ④⑬国民保護事案に対するマニュアル見直しや訓練の重要性の一層の周知 ④⑭サイバーセキュリティに関する注意事項の啓発	◎	「生命（いのち）の安全教育」の推進《④⑩、④⑪》	「生命(いのち)の安全教育」普及展開事業において、モデル地域を設定し、当該地域内での全校実施を目指す教育委員会等への取組の支援を行った。（８団体602校） 学校等における幼児や児童生徒の発達段階に応じた指導の参考となる指導例動画を作成し公表した。 社会情勢の変化や学校現場の意見等を踏まえ、教材及び指導の手引きの拡充・改訂を行い、より現場のニーズに対応できるものとし、更なる普及・展開を図った。また、大学の教員養成課程で活用できる資料を作成した。 各種会議等を通じ、教育委員会等に向けて「生命(いのち)の安全教育」実施を促した。	「取組状況調査（令和５年度実績）」によれば、「性犯罪・性暴力」の防止のための教育を実施していると回答した学校のうち、「生命の安全教育」の教材を活用している学校の割合は、令和３年度28.1％　令和５年度32.8％と、5ポイント程度上昇している。	○普及展開事業において、性被害等の相談支援を行う専門機関であるワンストップ支援センターを活用した取組を実施する。 ○「生命（いのち）の安全教育」の取組を始めようとする自治体等に、アドバイザーを研修講師等として派遣し、普及啓発を進める。 ○引き続き、各種会議等を通じ、教育委員会等に向けて「生命(いのち)の安全教育」実施の働きかけを随時行う。 ○「生命（いのち）の安全教育」の全国の学校への普及展開を推進するとともに、自治体の取組も支援することで、全国展開を加速化するため必要がある。 ○熱中症の事故防止の取組については、各学校の参考となるよう、先進事例等を積極的に発信するとともに、暑くなる前の通知の発出や、都道府県等の担当者会議等で周知徹底を引き続き図っていく必要がある。 ○学校安全計画への位置付け及び危機管理マニュアルへの対応の記載とともに、有事に備えた着実な安全教育や訓練の実施について、引き続き周知を行う。 ○サイバーセキュリティの注意事項について、全国の学校安全担当者が集まる学校安全行政担当者連絡協議会等の機会を通じて引き続き周知を行う。	S N Sに関する安全教育の実施状況 性犯罪・性暴力の防止のための「生命（いのち）の安全教育」の実施状況	78.0%
		熱中症防止対策の推進《④⑪、④⑫》	教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するための「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（令和3年5月）の追補版について各教育委員会等に周知を図った。併せて各学校等が熱中症事故防止の確認の参考となるようチェックリストについても周知を図った。	「取組状況調査」によれば、「児童生徒等の指導の徹底」が令和３年度82.4％、令和５年度94.8％と10ポイント以上上昇している。 「暑さ指数、熱中症アラートを参考にした活動の判断」は、令和３年度85.7％、令和５年度93.6％と約８ポイント上昇している。		S N Sに関する安全教育の学校安全計画への位置付け	51.4%
		国民保護に関する事案への対策の推進《④⑪、④⑬》	弾道ミサイル発射時の対応について、これまでの対応の通知等に加え、学校安全ポータルサイトのメイン画面に表示させ、各学校において随時、対応の確認ができるよう工夫した。また、「実践的な防災教育の手引き（小学校編）」「同（中学校・高等学校編）」において弾道ミサイルから身を守る行動を紹介した。	「取組状況調査」によれば、「危機管理マニュアルへの記載」が令和３年度38.5％、令和５年度65.3％と大幅に上昇している。 「訓練の実施状況」については、令和３年度5.7％、令和５年度10.4％と約５ポイント上昇している。		「生命（いのち）の安全教育」の学校安全計画への位置付け	29.1%
		サイバーセキュリティの啓発《④⑭》	サイバーセキュリティについて、警察等の関係機関と連携しながら、都道府県等の担当者会議等の機会を通じて、研修の充実を促した。	都道府県等の担当者会議において、警察庁からサイバーセキュリティの注意事項について、事例等を交え説明いただいたことにより、効果的な啓発を実施することができた。			

4. 学校における安全管理の取組の充実

第3次計画における学校安全の推進方策	計画期間 内の実施 状況	令和7年度の具体的な取組 （《 》内に、左記推進方策に対応した主な取組を記載）		取組の成果等	今後の課題・予定等	主要指標の状況*	
						主要指標	（参考） R5年度実績
（1）学校における安全点検 ㊸子供の視点を加えた安全点検の推進 ㊹類似の事故発生を防ぐ定期点検要領作成の早期検討とその普及	◎	子供の視点を取り入れた安全点検の推進《㊸》	「学校安全実践力向上セミナー」において、学校の担当者等向けに児童生徒の視点で安全点検を行う事例紹介を行った。	「学校安全実践力向上セミナー」の『施設・設備による事故の防災対策コース』に、698名の申込みがあり、「参考になった」という回答が99.2%であった。	○安全点検要領の活用促進研修、実践力向上セミナー研修等を通じて、児童生徒の視点で安全点検を行う事例を紹介することで、取組を一層普及していく必要がある。 ○今後、事故の発生件数なども参考としながら、適宜、「学校における安全点検要領」の実効性も検証していく必要がある。 ○児童生徒が安全点検に参加する有用性はあるものの、数値に表れているように <u>実施事例数が少なく、各校で実施方法等がわからないという課題等が存在する</u> 。優良事例やモデルケースなどの周知を行うことで取組を促進する必要がある。	児童生徒が安全点検に参加する活動を行っている学校数（割合）	5.3%
		「学校における安全点検要領」の普及《㊹》	令和6年3月に公表した「学校における安全点検要領」の活用促進のため、フィールドワーク型の研修を都道府県等の担当者を対象に全国2箇所で実施した。 「学校安全実践力向上セミナー」において、学校の担当者等向けに「学校における安全点検要領」活用や、事故防止に資する安全点検の視点等の研修を行った。	都道府県等の担当者（45名）が参加した「学校における安全点検要領」の活用促進フィールドワーク型の研修では「とても参考になった」が85.7%、「参考になった」が14.3%との回答を得た。「フィールドワークによる事故の発生要因となる具体の説明があったことが良かった。」などの感想が多かった。 「学校安全実践力向上セミナー」においては、1009名が参加し、「参考になった」という回答が100%となっており、安全点検に係る取組の推進に寄与した。			
②学校の設置者による点検・対策の実施 ㊺学校施設・設備の専門的な視点からの安全点検実施体制の実態把握と必要な取組の強化	◎	安全点検における専門家の活用推進《㊺》	「取組状況調査（令和5年度実績）」において、学校の設置者における専門家の視点からの安全点検の実施体制を把握する調査を行った。 また、専門家を活用した安全点検事例を収集するとともに、学校における働き方改革を踏まえたデジタル化した点検表の活用事例の収集と点検表サンプル開発を行い、「学校における安全点検要領」を更新した。	専門家の活用や、地域等の関係者との連携について、その具体的な方法をQ & A形式で作成し、学校安全ポータルサイトで公表・周知をすることにより、各地域における取組の推進に寄与した。	○「学校における安全点検要領」の点検の視点を踏まえて、取り組む体制等が充実するよう、研修会の実施等により引き続き支援する。	【専門的な視点から、学校における具体的な安全点検の方法、体制を構築している学校設置者数】 首長部局との連携（首長部局に所属する技術職員の活用を含む） 専門家を活用した安全点検 民間委託による安全点検 安全点検に係る教職員研修 安全点検に関するマニュアル等の作成 学校における点検結果の把握や専門的な点検、修繕に関する体制づくり（安全点検に関して学校を支援する体制の整備） その他	36.9% 22.3% 39.2% 24.2% 36.4% 50.7% 2.7%

※参考値（文部科学省調べ）

（２）施設・設備の安全性の確保のための整備 ㊸学校施設の老朽化対策が計画的に実施されるよう事例集や手引書等の作成・普及 ㊹国庫補助を行うために必要な予算額を確保し、学校設置者を支援 ㊺吊り天井以外の非構造部材の耐震対策を引き続き推進 51私立学校の構造体の耐震化、吊り天井の落下防止対策等を推進 52空調、洋式トイレ、バリアフリー化、自家発電設備等の防災機能の整備を推進 53体制強化や民間委託等による整備の事例・手法等を蓄積し発信するとともに、専門家による専門的・技術的な相談体制を構築	◎	学校施設の老朽化対策が計画的に実施されるよう事例集や手引書等の作成・普及（48） 体制強化や民間委託等による整備の事例・手法等を蓄積し発信するとともに、専門家による専門的・技術的な相談体制を構築（53）	令和 6 年12月以降、体育館の床板剥離による負傷事故が相次いで発生したことを踏まえ、学校設置者向けの手引き「体育館の床板の剥離による事故防止について-子供たちを守るために-」を作成した。 また、学校施設の老朽化等に起因する不具合が増加し、外壁落下等の重大な事故が断続的に発生していることから、学校設置者向けの手引き「学校施設の維持管理の徹底に向けて-子供たちを守るために-<追補版>」を作成した。（令和 2 年 5 月に作成した同名の手引きに、新技術、首長部局との連携強化及び包括的民間委託を活用した効果的・効率的な維持管理の手法を新たに追記） 学校施設整備・活用のための共創プラットフォームである「CO-SHA Platform」を活用し、学校施設の老朽化対策や防災機能の整備を行った取組事例を各学校設置者等に周知した。また、Slackを活用した「直接対話型」のコミュニケーションプラットフォームの設置・運用を開始した。	「体育館の床板の剥離による事故防止について-子供たちを守るために-」を令和 7 年 5 月に、「学校施設の維持管理の徹底に向けて-子供たちを守るために-<追補版>」を令和 8 年 3 月に公表し、各学校設置者等に対して周知を行った。 令和 7 年度は、「CO-SHA Platform」のアイデア集に新たに 9 事例の掲載を行い、老朽化対策や防災機能強化の整備を行った事例を含め、各学校における取組を効果的に周知した。また、Slackコミュニティの開始により、学校設置者の課題を細やかに把握するとともに、迅速な相談・課題解決等が可能となる環境を整えた。	○公表した手引きについて、引き続き、講習会等の機会を通じて周知し、効果的・効率的な維持管理について普及・啓発を行っていく。 ○「CO-SHA Platform」のアイデア集について、学校側のニーズの把握も行いながら、引き続き学校施設の安全に関連する取組も含めた事例の掲載を行っていく。また、Slackコミュニティについて、参加者の増加を目指すとともに、参加者同士のやりとりがより活発になるよう交流イベントの企画等を行う。	①学校施設における老朽化対策実施率(公立) ①学校施設における老朽化対策実施率(国立) ②学校施設における非構造部材の耐震対策実施率(公立) ②学校施設における非構造部材の耐震対策実施率(国立) ②学校施設における非構造部材の耐震対策実施率(国立大附属) ③学校施設における構造体の耐震化率(私立)	(R6.5.1時点) 55.2% (R7.5.1時点) 46.6% (R6.4.1時点) 68.0% (R7.5.1時点) 79.4% (R7.5.1時点) 78.6% (R6.4.1時点) 93.6%
		学校施設のバリアフリー化の推進（52）	今後の学校施設のバリアフリー化の在り方及び学校施設バリアフリー化推進指針の改訂について、具体的・専門的な検討を行うため、学校施設のバリアフリー化の推進に関する検討部会を設置し、令和 7 年 8 月に「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂した。また、令和12年度末までの公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標を設定した。 令和 8 年 3 月には、学校設置者のバリアフリー化の取組を支援するため、学校設置者がバリアフリー化を検討する際に必要となる情報を提供する「学校バリアフリーガイド」、普及啓発コンテンツの提供、相談窓口、学校設置者間での情報共有の場の提供等の機能を備えた「学校バリアフリープラットフォーム」を開設した。	令和 6 年 9 月時点での公立小中学校の屋内運動場における整備状況として、バリアフリートイレの設置については、47.9％（R4:＋6.0ポイント）、段差解消については、門から建物の前までが80.7％（R4:＋2.8ポイント）、昇降口・玄関等から教室等までが65.5％（R4:＋3.4ポイント）、エレベーターの設置については、72.1％（R4:＋1.6ポイント）となっており、令和 4 年度時点の数値と比較すると一定程度進捗がみられた。	○バリアフリー化については、令和 2 年度から令和 6 年度までの整備状況の推移を確認すると、一定の進捗は認められるものの、令和 7 年度末までの整備目標に対して進捗が十分でない状況にある。バリアフリー化が進んでいない要因として、将来的な統廃合や大規模改修に合わせたバリアフリー化の実施を検討している等、計画上の課題を挙げる地方公共団体が約6割となっている。そのため、整備計画の策定等を講習会等を通じて、引き続き要請していく。	①（公立）令和 6 年度公立学校施設実態調査の回答を基に算出（国立）文部科学省調べ ②（公立）令和 6 年度公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査（国立）国立大学法人等施設実態報告書（2025年度） ③私立学校施設の耐震改修状況等調査（幼稚園～高等学校）（令和6年4月1日現在）より	
		学校施設の防災機能強化の推進（52）	避難所に必要な防災機能設備等の確保状況を把握するため、避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査（令和6年度）を実施した。	非常用発電機や冷暖房機器などの確保状況については、前回調査（令和4年度）より向上しており、各項目の確保状況はおおむね 7 ～ 8 割程度となっている。	○災害時に必要となる学校施設の防災機能強化が図られるよう引き続き支援を行う。		
		学校施設の老朽化対策が計画的に実施されるよう事例集や手引書等の作成・普及（48） 国庫補助を行うために必要な予算額を確保し、学校設置者を支援（49）	児童生徒等の生命を守り、安全・安心な教育環境を実現するため、国庫補助による支援を含め、学校施設における老朽化対策、耐震対策等を推進した。	令和 7 年度も、講習会等を通じて老朽化対策の必要性を周知したが、老朽化に起因すると思われる外壁落下等が生じているケースもあり、各学校設置者に対して、引き続き必要な対策を講じるよう求めていく必要がある。 私立学校施設整備費補助事業において、各学校法人が行う施設の整備に係る経費の一部対し補助を行い、耐震化率が0.7%増加した。	○今後も、各地方公共団体において策定している学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)の内容充実等を図るよう通知するとともに、事例集・解説書等の策定・周知や、講習会の開催等を通じて、地方公共団体における取組を支援していく。		
		吊り天井以外の非構造部材耐震対策を引き続き推進（50）	吊り天井以外の非構造部材の耐震対策の状況について調査を実施した。また、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」の一環として予算措置を実施した。	引き続き、国庫補助を行うための予算額を確保し、各学校設置者に対して必要な対策を講じるよう求めていく必要がある。			
		私立学校の構造体の耐震化、吊り天井の落下防止対策等を推進（51）	私立学校の構造体の耐震化や吊り天井の落下防止対策に対して、国庫補助を行うために必要な予算額を確保し、学校設置者に対して支援を行った。	引き続き、国庫補助を行うための予算額を確保し、各学校設置者に対して必要な対策を講じるよう求めていく必要がある。	○今後も各学校法人が計画的に施設整備が行えるよう引き続き支援を行う。		

（３）重大事故の予防のためのヒヤリ・ハット事例の活用 54学校設置者や学校が学校安全計画や危機管理マニュアルを適切に見直すために必要な指導資料の作成・普及	◎	ヒヤリ・ハット事例を活用した事故防止の推進《54》	「取組状況調査（令和５年度実績）」において、重大事故の予防のためのヒヤリハット事例に関する校内での定期共有の状況を把握する調査を行った。 「学校安全実践力向上セミナー」において、令和6年3月に公開した「学校事故対応に関する指針」及び「学校における安全点検要領」の事故防止に関する理解促進及びこれらの活用を促した。	「取組状況調査（令和５年度実績）」において、各学校において教職員が「重大事故の予防のためのヒヤリハット事例に関する校内での定期共有」している学校は97.2%であり、広く実施されていることを確認した。	○引き続き、これまでの事故と類似の事故が繰り返し発生している状況があり、ヒヤリハット事例についての共有割合は高いものの、<u>共有されている内容が十分でない、一方的な共有にとどまり各教員が確認できていない、などの要因が考えられる。</u>ヒヤリ・ハット事例の共有について、実効性を伴う危機管理マニュアルや学校安全計画の見直しに活かされるための方策の検討が必要である。	重大事故の予防のためのヒヤリハット事例に関する校内での定期共有の状況	97.2%
（４）学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等 55死亡事故等の発生に関する国への報告を引き続き徹底 56事故対応指針の内容の改訂その他の必要な措置を早期に検討	◎	「学校事故対応に関する指針」の作成と周知徹底《55》 国における事故の検証と再発防止策の検討《56》	令和6年3月に改訂・発行した「学校事故対応に関する指針」を踏まえた対応及び、児童生徒の死亡事故等の発生に関する国への報告等について、都道府県・政令指定都市学校安全主管課長会議及び都道府県等の担当者会議等において徹底を求めた。また、学校安全の中核を担う教職員の取組及び、組織として行う学校安全の取組の参考となるよう、「学校事故対応に関する指針」のポイント動画の活用を促した。 改訂した「学校事故対応に関する指針」では、死亡事故や意識不明事故などの命に関わる事故の国への報告の徹底を求めることや、詳細調査結果の他、基本調査の結果を国が年度ごとに分析し、その結果の各学校等に周知し、再発防止に生かすこととしており、引き続き有識者会議において検討を行った。	各種会議や研修会等での周知や事故事例を踏まえた演習等において、参加者から積極的なチェックリストの活用について事例があるなど、事故対応に関する指針に対する理解促進に寄与した。 有識者の意見聴取により、改訂した「学校事故対応に関する指針」の今後の運用等に関する課題を把握し、令和8年度の検討につなげることができた。	○令和6年度に各都道府県・指定都市教育委員会が「学校事故対応に関する指針」に基づいて作成した基本調査の結果について、令和7年度に国においてとりまとめの上、「学校安全を推進する有識者会議」の知見を得て、再発防止に向けた分析・発信をできるようにしていく。 ○学校の設置者や校長等の管理職、学校安全の中核を担う教職員が参加する各種研修会において、改訂した「学校事故対応に関する指針」の内容を周知する。 ○令和7年度は「事故対応に関する指針」に基づく基本調査結果及び詳細調査報告書の分析結果を整理するとともに、学校における事故の再発防止に関する留意点について有識者の意見を聴取しながら検討していく。		

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

第3次計画における学校安全の推進方策		計画期間 内の実施 状況	令和7年度の具体的な取組		取組の成果等	今後の課題・予定等	主要指標の状況*	
			(《 》内に、左記推進方策に対応した主な取組を記載)				主要指標	(参考) R5年度実績
(1) 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進 ①学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進		◎	第3次計画における学校、学校設置者の推進事項を「取組状況調査」で把握《57》	全国の学校における学校安全の実施状況等を把握するため「取組状況調査(令和5年度実績)」の分析結果を公表するとともに、都道府県等の担当者会議や各種研修会等において分析結果を周知した。	推進すべき事項について、前回調査(令和3年度実績)よりも概ね向上している結果が得られた。また、取組の改善が見られる点や不十分な点などを分析し、今後の取組の留意点等を整理して各自治体へフィードバックすることにより、更なる取組の推進に寄与した。	○第3次計画において推進すべきとされた事項について、引き続きモデル事業や調査研究事業等として重点的に取り組み、その成果や事例を分かりやすい形で周知する。 ○学校安全教室推進事業では、今年度から新たに自治体より成果等をわかりやすくまとめた報告をもらい、今後の都道府県等の担当者会議で周知していく予定である。 ○令和8年度には、令和7年度実績の「取組状況調査」を実施予定であり、引き続き実態把握に努める必要がある。		
			57「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」を分かりやすく結果公表 58モデル事業、調査研究の成果や事例の周知	第3次計画において推進すべきとされた事項について、「学校安全総合支援事業」のモデル事業や、「学校安全教室の推進事業」、「学校安全に係る専門性向上事業」の教職員の資質の向上を図る事業に取り組んだほか、「事故のデータ分析」や「安全点検の効率化・高度化」、「教員養成大学における学校安全の学修」の実態把握等についての調査研究に取り組んだ。	学校安全総合支援事業の成果発表会では、モデル校での実践をノウハウを含めて共有し、参加者の95.0%から「実践発表が参考になった」と回答があった。 また、学校安全教室事業では、取組の概要や成果・課題を各都道府県等と共有できるように報告様式を定めたことにより、取組状況の「見える化」につなげ、各自治体における取組の改善に寄与した。			
②学校現場における事故情報等の効果的な活用の推進 59学校管理下の事故等の情報発信強化と共有、学校の効果的な活用推進 60日本スポーツ振興センター災害共済給付データ等の関係省庁間の共有 61教科等に応じた分かりやすい啓発資料の周知、効果的な活用等		◎	学校管理下の事故等の効果的な情報発信《59》	都道府県等の担当者会議や各種研修会において、令和6年3月に公開した「学校における安全点検要領」に掲載されている、災害共済給付に関するデータである死亡事故や重篤な事故の発生状況を分析した資料の活用を周知した。 学校安全ポータルサイトでは、これまでの重大事故なども再発防止の参考としてもらえるよう掲載している。	事故の再発防止に欠かせない重大事故などの教訓や事故情報を発信・共有することにより、関係者の意識の向上に寄与した。	○引き続き、災害共済給付に関するデータ等から得られる示唆を事故の予防等に繋げるため、関係府省庁間での共有を図りながら、啓発資料の周知、情報共有、効果的な活用に努めるとともに、学校における事故の再発防止に関する留意点等について検討することが必要。		
			災害共済給付データ等の効果的な活用推進《59、60、61》	災害共済給付に関するデータ等について、関係府省庁間での共有を図ることともに、都道府県等の担当者会議においては、日本スポーツ振興センターが災害共済給データに基づいて作成した学校現場で使用できるわかりやすい資料の周知を行った。	災害共済給付の過去のデータに基づく知見等を周知することにより、関係者の意識の向上に寄与した。			
③設置主体に関わらない取組の推進 62全ての学校へ適切な情報や研修の機会行きわたるよう、関係団体の協力・連携を強化		◎	設置主体に関わらない研修機会の支援《62》	全ての学校へ適切な情報や研修の機会が実質的に十分に行きわたるよう、学校安全に係る専門性向上支援事業では、設置主体の別を問わず参加可能な「学校安全実践力向上セミナー」「学校安全ワークショップ」を実施した。また、学校安全教室事業においても、講習会の開催案内時、域内の国立大学附属学校関係者及び私立学校等、公立学校以外の関係者の参加を促している。 学校安全ポータルサイトや都道府県の私学担当や国立大学法人等が集まる機会等を通じ、情報発信を行った。	学校安全実践力向上セミナーのオンラインセミナーには、国立学校から延べ98名、私立学校から延べ1,755名の申込みがあった。学校安全ワークショップについては、私立学校園関係の9団体から申し込みがあり、私立も含めた意識の向上に寄与した。	○設置主体の別を問わず、全ての学校へ適切な情報や研修の機会が実質的に十分に行きわたるよう、学校安全ポータルサイトや、研修会や都道府県の私学担当や国立大学法人等が集まる機会等を通じた情報発信について、関係団体とも連携して推進していく必要がある。		
(2) 科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進 63AIやデジタル技術を活用した科学的なアプローチによる取組		◎	災害共済給付データ等の科学的分析《63》	災害共済給付に関するデータ等について、関係府省庁間での共有を図ることともに、都道府県等の担当者会議においては、日本スポーツ振興センターから災害共済給データに基づいて作成した教科や場に応じて学校現場で使用できるわかりやすい資料の周知を行った。	災害共済給付の過去のデータに基づく知見等を周知することにより、関係者の意識の向上に寄与した。	○関係機関との連携を図りながら、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組方策について更に検討していくことが必要である。		
(3) 学校安全を意識化する機会の設定の推進 64学校安全の推進を意識化する取組を推進 65学校安全の情報発信を定期的・継続的実施		◎	学校安全の推進を意識化する取組等の推進《64、65》	学校安全ポータルサイトや全国の担当者が集まる機会等を通じ、学校安全の推進の意識化に資する取組及び、国、地方教育行政、学校設置者、日本スポーツ振興センターの協働による優れた取組や、学校安全の推進の意識化に資する取組に関する情報発信を行った。	令和5年度実績では、定期的な「安全の日」等の設定をしている学校が90.8%で、前回調査(令和3年度実績)より、11.3ポイント増加している。	○引き続き、学校安全ポータルサイトや担当者会議等の機会を通じて学校安全に関する情報発信を行うとともに、各種啓発の機会の設定を検討する。 ○「取組状況調査」で引き続き調査する。	各学校における、定期的な「安全の日」等の設定状況	90.8%
(4) 学校におけるデジタル化の進展とサイバーセキュリティの確保 66サイバーセキュリティの研修を充実促進		◎	サイバーセキュリティに関する研修機会の推進《66》	サイバーセキュリティについて、警察等の関係機関と連携しながら、都道府県等の担当者会議等の機会を通じて、研修の充実を促した。	都道府県等の担当者会議において、警察庁から直接サイバーセキュリティについて、事例等を交え説明を受ける機会を設けたことにより、効果的な啓発の実施に寄与した。	○引き続き、サイバーセキュリティの注意事項について、全国の学校安全担当者が集まる学校安全行政担当者連絡協議会等の機会を通じて周知を行う。		
(5) 学校安全に関する施策のフォローアップ 67第3次学校安全計画のフォローアップ		◎	毎年度の推進計画の取組に関するフォローアップの実施《67》	令和6年度における第3次計画に係る取組状況についてフォローアップを行い、公表するとともに、令和7年度第2回「学校安全の推進に関する有識者会議」において専門的知見からの意見を聴取した。	毎年度フォローアップを行い公表するとともに、進捗状況を把握し、有識者から意見聴取することにより、今後の取組の方向性について検討することができた。	○令和6年度中の取組については令和7年度にフォローアップを実施する。		

第3次計画フォローアップを踏まえた 第4次計画の検討に向けた課題について

第3次計画のフォローアップについては、令和7年度に開催された「学校安全の推進に関する有識者会議」において議論、整理された。その際に指摘された第4次計画の検討に向けた課題に加えて、令和7年度の実績を踏まえた現状や、昨今指摘されている学校安全に関わる課題等についても追記することで、以下のとおり主な課題を整理する。

※凡例

- ：学校安全の推進に関する有識者会議（令和7年度）第2回（令和7年10月30日）配付資料に記載
- ：今回追加で記載

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校安全計画の活用による、教育活動全体を通じた安全教育の取組の更なる推進
 - ※ 学校安全計画の策定状況 98.8%（令和5年度実績）
- 学校安全の中核を担う教職員の配置促進や研修の充実等をはじめとする、校内組織体制の充実
 - ※ 学校安全の中核を担う教職員等を安全主任や主事として位置づけ 58.2%（令和5年度実績）
- 校長のリーダーシップ・役割による学校安全の質向上に向けた環境整備と、設置者による指導等
- 教員養成段階をはじめ、教職員に対する AEDを用いた実習を含む一次救命処置(BLS)に関する研修の充実
 - ※ 教員養成機関における AEDを用いた実習を含む一次救命処置(BLS)の実施状況 6.9%（参考値：教職課程を有する大学への任意のアンケート調査結果より）

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- 学校安全における コミュニティ・スクールの仕組みの更なる活用
 - ※ 地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、地域と協働して学校安全に取り組んだ学校数 72.4%（令和5年度実績）
- 首長部局をはじめ、警察・消防等の関係機関や保護者等と連携した安全対策の促進
- 防犯及び交通安全に専門性を有する スクールガード・リーダーをはじめとする地域人材の確保・育成

- 「学校における安全点検要領」の更なる普及と、学校の働き方改革を踏まえた効率的・効果的な安全点検のための、外部専門家・デジタル技術の活用や、地域住民等の参画促進

※ 学校安全に関する保護者や地域住民の参画状況 安全点検：保護者 2.8%、地域住民 2.0% 登下校時の見守り活動 65.4%

- 能登半島地震の経験等を踏まえた、自治体・地域・学校間での避難所運営に関する事前協議等の必要性の更なる普及や、早期の学校再開・学びの確保支援などの取組の全国的な体制整備

※ 地域住民の避難受入れ時の対応について地域の関係機関と協議している学校の割合 80.1%（令和5年度実績）

3. 学校における安全に関する教育の充実

- 次期学習指導要領の検討状況も踏まえた、安全教育の指導時間の確保や指導方法の工夫、評価の在り方等に関する更なる検討

- 実践的な避難訓練や地域住民との協働による防災教育・避難訓練、自転車等に関する交通安全教育の普及

※ 地域住民との協働による防災教育・避難訓練の実施 88.9%（令和5年度実績）

- 一人一台端末や生成 AI 等のデジタル技術を踏まえた、効果的な安全教育の取組に関する検討

※ デジタル技術を活用した安全教育の実施状況 65.4%（令和5年度実績）

- 「生命（いのち）の安全教育」、近年の猛暑を踏まえた熱中症対策、SNS に起因する犯罪被害等の現代的課題への対応

※ 「性犯罪・性暴力防止のための教育」の実施率 45.3%

うち、「生命（いのち）の安全教育」の教材を活用している学校の割合 32.8%（令和5年度実績）

※ SNS に関する安全教育の実施状況 78.0%（令和5年度実績）

4. 学校における安全管理の取組の充実

- 「学校における事故対応指針（改訂版）」の更なる普及と、事故情報の集約・分析、取組の改善等につなげる仕組みの構築

- 「学校における安全点検要領」の更なる普及と、学校の働き方改革を踏まえた効率的・効果的な安全点検のための、外部専門家・デジタル技術の活用や、地域住民等の参画促進【再掲】

● 子供の視点を加えた安全点検等、事前の対策のさらなる推進

※ 児童生徒が安全点検に参加する活動を行っている学校数 5.3%（令和 5 年度実績）

○● 学校施設における老朽化や耐震化対策のさらなる実施、避難所における冷暖房機器の確保など、学校施設の防災機能強化等の更なる推進

※ 公立小中学校の避難所指定校における体育館等の空調（冷房）設備設置率 33.1%（令和 8 年 5 月 1 日現在）

○ 生成 AI 等のデジタル技術や事故データの活用など、科学的なアプローチによる事故予防の取組の更なる推進

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項

● 学校安全の推進のためのモデル事業や、課題等に対する調査研究のさらなる推進。
加えて、それらの分かりやすい周知や研修の充実のためのポータルサイトのさらなる活用。

● 生成 AI 等のデジタル技術を活用した学校への支援

※ 1. ～ 4. の課題の検討に当たっては、全体を通じてセーフティープロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の推進の観点が必要。

我が国を取り巻く社会の状況

- 生成AI等の技術革新の急速な進展 ● 予測を上回る人口減少・少子高齢化の進行 ● 社会・産業構造の変容 ● 我が国社会の多様化 ● 国際情勢の不安定化
→ **VUCA（変動性・不確実性・複雑性・曖昧性）に加え、BANI（脆さ・不安・非線形・不可解）の時代**とも指摘されるように、**これまで以上に、流動性が高まっている状況**
これからの我が国を担う子供たちは、**激しい変化が止まることのない時代を生きることとなる**

AI時代を迎える中で、2040年以降の社会を捉え直し、教育施策を総合的に検討

第5期計画に求められること・検討すべき観点

① 生成AI等の技術革新の急速な進展

- ・AI等を適切に活用するリテラシー、自ら問いを立てて学びを深める力を育むとともに、好奇心や意欲・志、粘り強さなど人が人としての価値を発揮するための基盤となる人間力の育成
- ・AI等の活用による教育の質の向上、「デジタル」と「リアル」を最適に組み合わせる観点も重要

② 人口減少・少子高齢化の進行

- ・過疎化が進み地域コミュニティの維持が困難、地域における教育機会の確保といった課題が顕在化する中で、持続的な地域コミュニティの形成に資するよう、地域における教育の維持・活性化、教育へのアクセス確保が重要

③ 社会・産業構造の変容

（理工・デジタル分野の人材やエッセンシャルワーカーの不足など）

- ・探究・文理横断・実践的な学び、留学などの越境体験の更なる推進
- ・人材育成システム改革ビジョンを踏まえた、高校から大学・大学院等まで一貫した人材育成方策の具体化
- ・生涯にわたり学び続ける社会を実現する観点での、リ・スキリング等の社会人の学び直し

④ 我が国社会や教育現場の多様化

（不登校児童生徒・特別な支援を要する児童生徒・在留外国人の増加など）

- ・誰一人取り残されず、一人一人の可能性が開花する教育の実現
- ・教職の魅力を向上し質の高い教職員を確保し続けるなどの環境整備
- ・他者との対話を通じた合意形成や、失敗や対立・ジレンマ等を乗り越える経験を通じて民主的かつ公正な社会を築くための教育の在り方も重要

⑤ ウェルビーイングの重要性の高まり

（個人の幸福や地域・社会全体の豊かさの質を重視するSWGs※といった新たな概念）

- ・国際的な動向や蓄積された専門的知見も踏まえ、教育を通じて、調和と協調を重視する「日本社会に根差したウェルビーイング」を基本とし、その更なる向上を図る

※Sustainable Well-being Goalsの略語

諮問事項

● 今後の教育政策に関する基本的な方向性

- ・改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、社会情勢の変化を踏まえた、今後の教育政策に関する基本的な方向性について

● 基本的な方針と主な施策

- ・基本的な方向性を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階（幼児教育から高等教育、社会教育）における、今後5年間の教育政策の目指すべき基本的な方針と主な施策について

● 実効性の確保・向上

- ・多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策、国・地方及び関係機関の連携・協働の在り方、人的・物的資源の確保の在り方など、教育振興基本計画の実効性の確保・向上について

これまでの教育振興基本計画

○教育基本法（平成18年法律第120号）抄
（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期・第4期計画を策定
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされている
- 現在は第4期計画（令和5年度～令和9年度）の期間中

	第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画
対象期間	平成20（2008）年度 ～平成24（2012）年度	平成25（2013）年度 ～平成29（2017）年度	平成30（2018）年度 ～令和4（2022）年度	令和5（2023）年度 ～令和9（2027）年度
基本的な 方向性	・今後10年間を通じて目指すべき教育の姿	・一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことができる「生涯学習社会」の構築	・教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する	・2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成 ・日本社会に根差したウェルビーイングの向上
基本的な 方針	①社会全体で教育の向上に取り組む ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える ④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する	①社会を生き抜く力の養成 ②未来への飛躍を実現する人材の養成 ③学びのセーフティネットの構築 ④絆づくりと活力あるコミュニティの形成	①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する ③生涯学び、活躍できる環境を整える ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する ⑤教育政策推進のための基盤を整備する	①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材育成 ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ③地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進 ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 ⑤計画の実効性の確保のための基盤整備・対話

ウェルビーイングとは

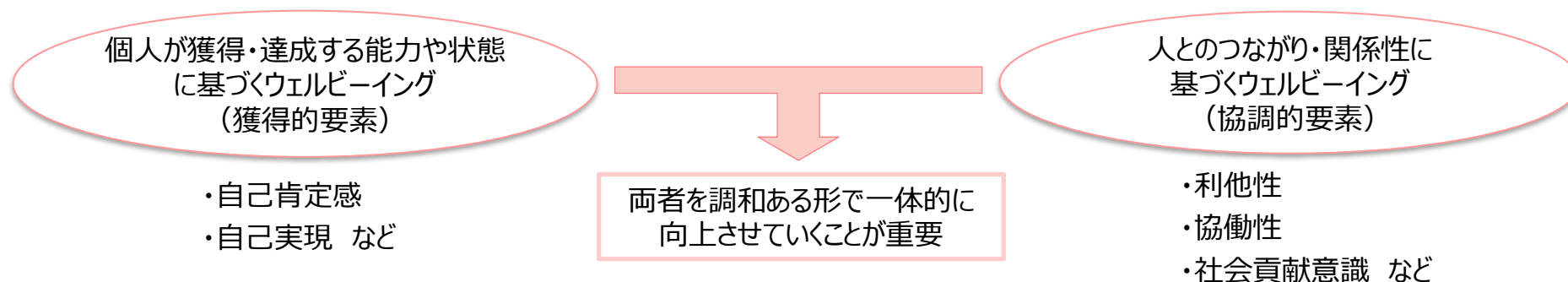
- **身体的・精神的・社会的に良い状態**にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる**持続的な幸福**を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

なぜウェルビーイングが求められるのか

- 経済先進諸国において、GDPに代表される経済的な豊かさのみならず、**精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがい**を**捉える考え方が重視**されてきている。
- OECD（経済協力開発機構）の「Learning Compass2030（学びの羅針盤2030）」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちが望む未来（Future We Want）」であり、社会のウェルビーイングが共通の「目的地」とされている。

日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、**自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素**を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した**「調和と協調」に基づくウェルビーイング**を教育を通じて向上させていくことが求められる。



⇒日本の特徴・良さを生かし、「調和と協調（Balance and Harmony）」に基づくウェルビーイングを日本発で国際発信

【例：インドネシアG20教育大臣会合・議長サマリー】

（略）to work towards the achievement of balanced and harmonious oriented well-being and universal quality education by 2030.

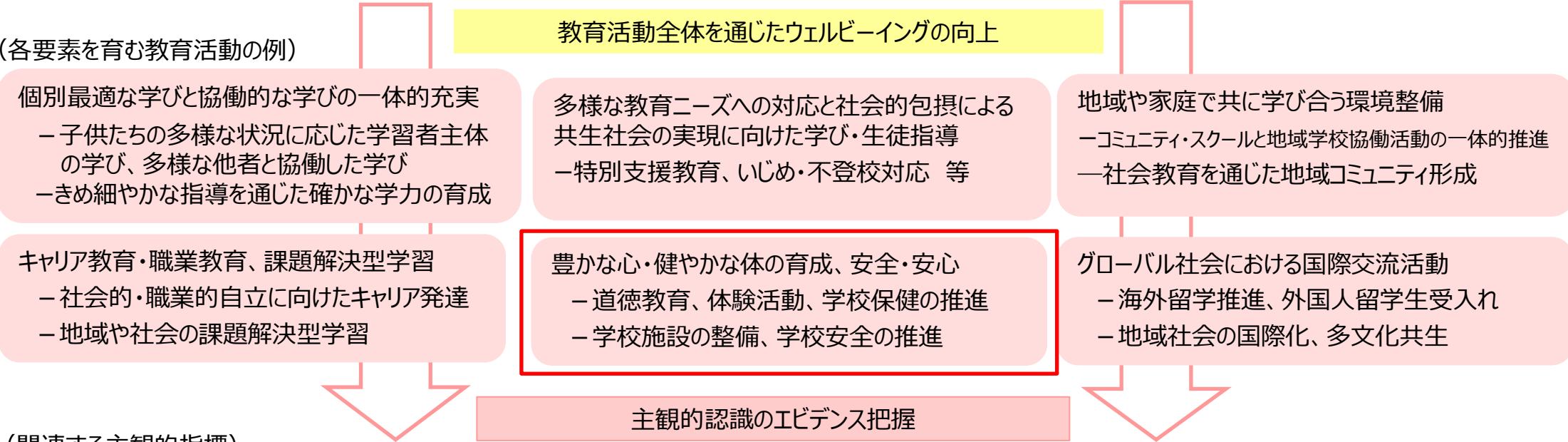
教育とウェルビーイング

- ・不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- ・子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- ・地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成

(教育に関連するウェルビーイングの要素)



(各要素を育む教育活動の例)



(関連する主観的指標)

- | | | |
|------------------|----------------------|-----------------------------------|
| ○自分にはよいところがあると思う | ○自分の幸福感 | ○学級をよくするために互いの意見の良さを生かして解決方法を決める |
| ○将来の夢や目標を持っている | ○友人関係の満足度 | ○地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う |
| ○授業の内容がよく分かる | ○自分と違う意見について考えるのは楽しい | ○先生は自分のいいところを認めてくれる |
| ○勉強は好きと思う | ○人が困っているときは進んで助けている | ○困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる |



災害共済給付データを活用した 情報提供について

日本スポーツ振興センター
災害共済給付事業部調査課

学校等事故事例検索データベース

■概要

学校等で実際に発生した事故の情報を事故防止に活用できるよう、災害共済給付の実績に基づく事故事例を、検索可能なデータベースとして提供しているものである。

死亡見舞金、障害見舞金、供花料及び歯牙欠損見舞金を給付した事例について、学校種別、活動場面、競技種目等の条件から検索することができる。類似する事故事例を確認し、事故の発生状況や要因を把握することで、再発防止策の検討に役立てることができる。

例えば、校内研修、安全点検、学校安全計画の見直し等において、自校でも起こり得る事故を確認し、事故の要因や防止策を教職員で検討するための資料として活用できる。

■掲載事例数 ※令和8年8月1日時点

平成17年度から令和6年度までの事例を掲載している。

総計:10,014件（内訳:死亡1,193件、障害8,016件、供花料635件、歯牙欠損170件）



学校等事故事例検索DB.xlsx - Excel													
ファイル ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 ヘルプ Acrobat													
P2													
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
1	和	給付	記号	死亡障害種別	災害	性別	場合別	場合別	競技種	選手方	選手方	選手方	選手方
1	平成	17	17第1	障害	外観・露出部分の顔状障害	小	4	男	各教科等	理科			理科の実験中、他の児童がペットボトルの中に入れて熱湯を注ぎ、右手甲に火傷を負った。
2	平成	17	17第2	障害	外観・露出部分の顔状障害	小	5	女	各教科等	理科			理科実験中に、ペットボトルの中に入れて熱湯を注ぎ、左上肢に熱傷を負った。
3	平成	17	17第3	障害	外観・露出部分の顔状障害	小	6	男	各教科等	理科			理科実験中に、ペットボトルの中に入れて熱湯を注ぎ、上体に熱傷を負った。

件数を調べる

状況を調べる

学校等の管理下の災害

■概要 ※令和7年版(令和6年度データ、令和8年1月発行)

学校等の管理下で発生した事故の状況を明らかにし、事故防止に活用できるよう、災害共済給付の実績を基に、毎年度作成・公表している資料である。

医療費、障害見舞金、死亡見舞金等の給付状況について、学校種別、場合別、競技種目別等の統計情報を掲載するとともに、障害見舞金や死亡見舞金等を給付した事例の発生状況を紹介している。

この資料を活用することで、全国の学校等における事故の発生状況や傾向を把握し、校内研修、安全点検、学校安全計画の見直し等における事故防止策の検討に役立てることができる。

■令和7年版の主な掲載内容

- ・障害見舞金334件、死亡見舞金42件等について、学校種別や発生状況等を整理
- ・医療費給付151万件超をはじめとする給付状況を掲載
- ・障害見舞金、死亡見舞金等の個別事例を掲載
- ・学校種別ごとの事故の傾向や事故防止のポイントを解説



「死亡見舞金」「障害見舞金」「供花料」「歯牙欠損見舞金」を給付した事例の発生状況がひと目で分かる！

サッカー・フットサル部

2023歳-21

歯牙欠損

高1・男

サッカー部の試合中、学校外の運動場で相手選手とボールの取り合いになった際、相手の頭が顎に当たり、前歯を破折し、欠損した。

事故事例

研修資料に

グループワークに

「基本統計」を見れば、いつ・どこで・どのような事故等が・何件くらい起きているのかもすぐ分かる！

2-2 (1) 場合別、学年別件数表 (中学校)

区 分	合 計		1 年		2 年		3 年	
	計	男	女	男	女	男	女	計
体育 (保健体育)	73,678	39,959	33,719	11,798	10,934	14,386	12,002	13,965
国語工作 (美術)	649	412	237	204	93	130	91	78
理科	979	574	405	216	157	275	191	83
家庭 (技術・家庭)	1,005	610	435	269	176	269	205	92

帳票

〈再び〉学校の安全管理について

～ヒューマンファクターズの視点から～



株式会社 **社会安全研究所**

首藤 由紀

(改めて) 簡単な自己紹介

■ 専門

- 事故・災害に関わる人間の心理と行動（災害心理学）
- 事故・災害をもたらす人のエラーなどの人的要因（ヒューマンファクターズ）

⇒ 民間コンサルタントとして、防災・減災／安全対策のうち特にソフト対策の調査研究・推進支援

〔 対応計画・マニュアル等作成，図上演習等の企画・運営，
事故・トラブル等の分析・対策立案支援，安全意識調査 等々 〕

■ 学校安全関連の近年の主な取組

- 学校の「危機管理マニュアル」作成・見直し支援
- 学校の安全点検支援（フィールドワーク等）
- 学校安全に係るセミナー、研修会の企画・運営

本日お話しする内容

■ 背景となる考え方【ヒューマンファクターズの視点】

- 人は、誰でも間違える (to err is human)

- 人は、無理ができない
(無理なことは続かない)

- 人は、無駄な(と感じる)
ことをやらなくなる

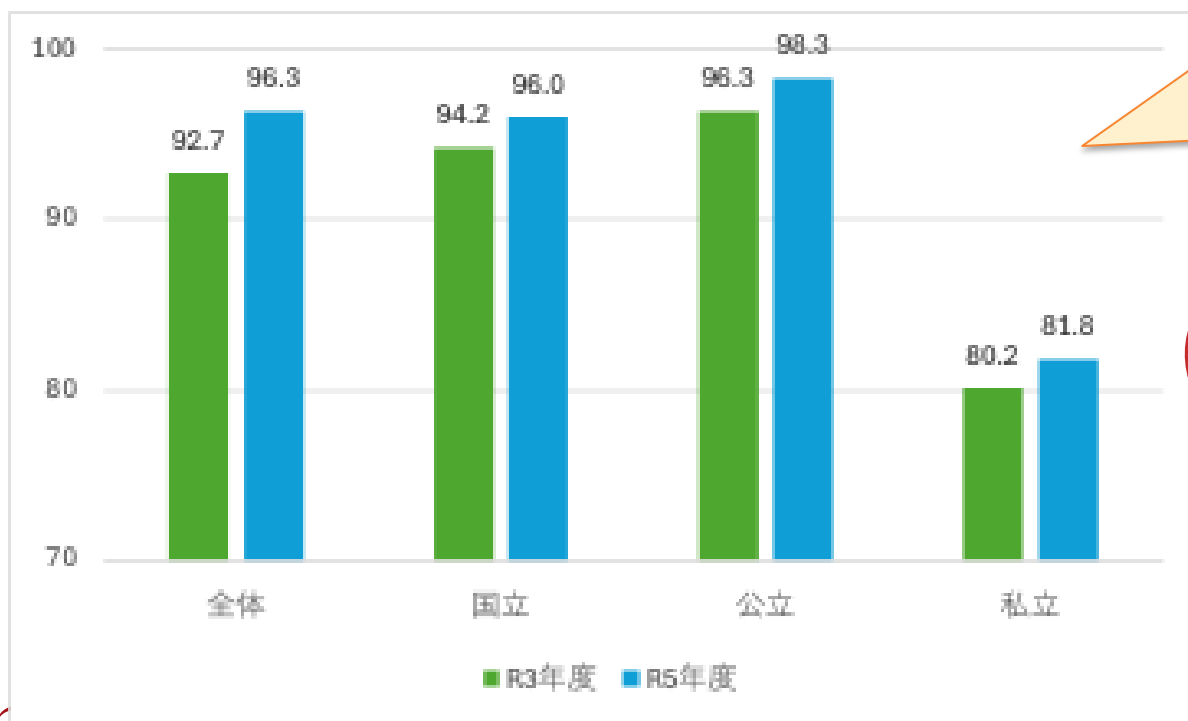
・無理なくできる
・やったことが
評価される
仕組みが必要!

- 「危機管理マニュアル」見直しのあり方
- 「安全点検」のあり方
- 事故等の調査・分析のあり方
- 学校安全に係る人材育成のあり方

「危機管理マニュアル」の見直し

第3次計画「施策の基本的な方向性」

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを**見直すサイクル**を構築し、学校安全の**実効性**を高める



マニュアルの
“何”を
見直してる？

実効性を高める
見直しの状況を
把握すべし！

見直し促進のための仕組み(案)

WSで出たアイデア

- テーマを決めて、ひとつずつ
 - 学校で「今年はこの部分」と一部を選んで見直し
 - 教育委員会が計画的に毎年テーマを設定
- 見直しを分担
 - 校内で、各テーマ別に見直し担当者を配置
 - 近隣学校園と見直し箇所を分担
 - 市町村全体の共通部分は教育委員会が整理
- 相互に参照し、良いところを“真似る”

労力を軽減しつつ
効率的・効果的に
マニュアルを見直す
仕組みが必要

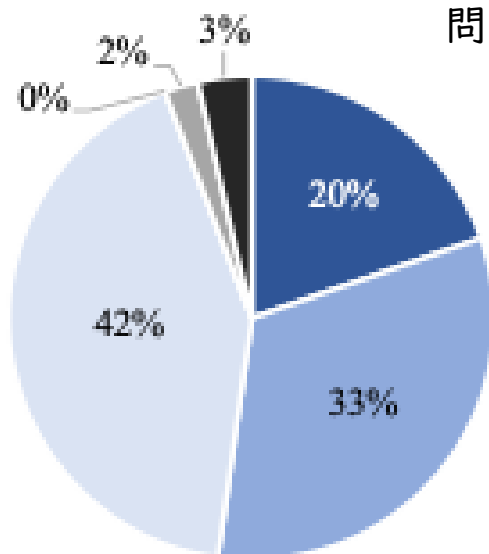
〈大川小事故検証委員会の提言〉

- ✓ 学校評価の評価項目に位置づけ
- ✓ PTA役員会との協議の義務づけ
- ✓ 学校同士のピアレビュー導入

大川小学校事故検証委員会報告書「提言5」より

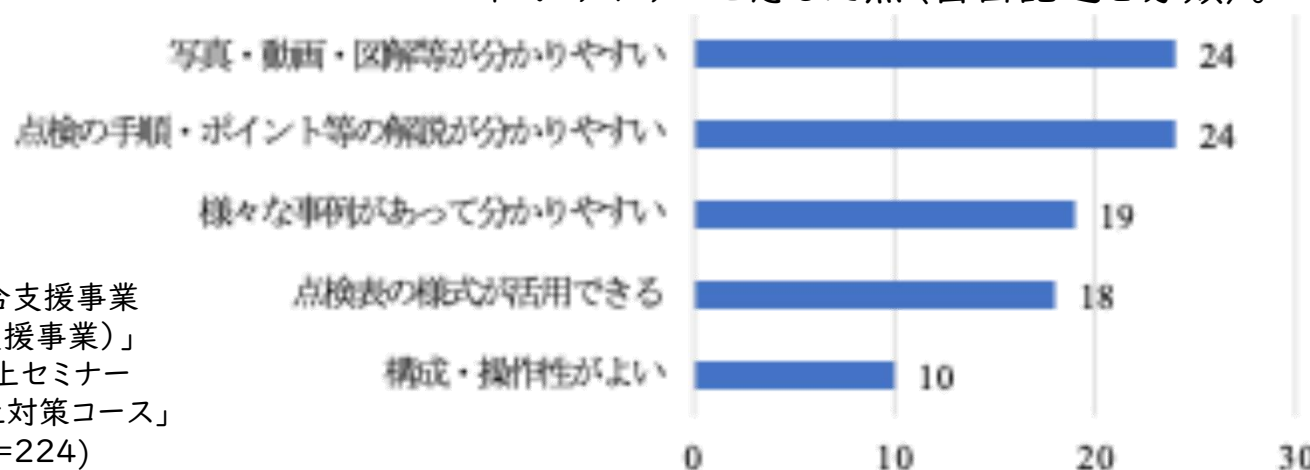
「学校における安全点検要領」

問)「安全点検要領」を見て、今後、学校における安全点検の改善に取り組んでみようと思ったか。



- すぐにでも取り組んでみようと思う
- 今年度中には取り組んでみようと思う
- 時期はわからないが取り組んでみようと思う
- 取り組んでみようとは思わない
- その他
- 同要領を見ていない

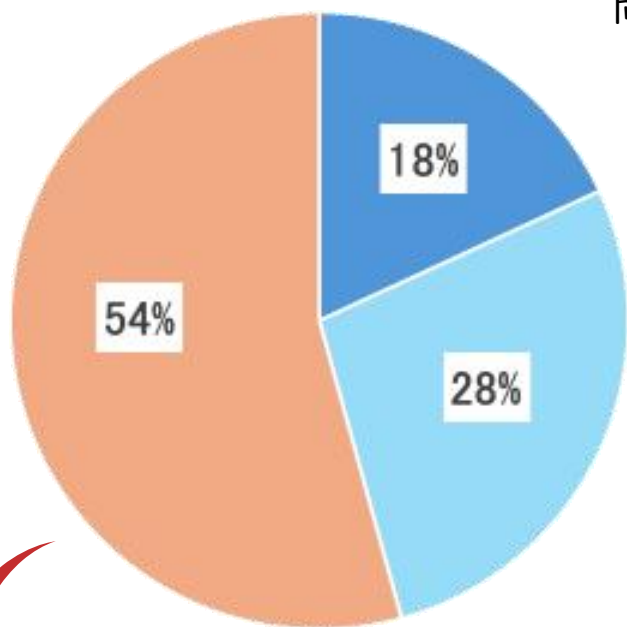
問)「安全点検要領」の中で、特に利用しやすい・わかりやすいと感じた点〈自由記述を分類〉。



文部科学省委託「学校安全総合支援事業
(学校安全に係る専門性向上支援事業)」
令和7年度学校安全実践力向上セミナー
A-7「施設・設備による事故の防止対策コース」
参加者アンケート より (N=224)

「学校における安全点検要領」

問)「安全点検要領」を知っていたか。



- 存在を知っており、内容も見たことがあった
- 存在は知っていたが、内容は見たことがなかった
- 今回の出前講座で初めて存在を知った

文部科学省委託「学校安全総合支援事業
(学校安全に係る専門性向上支援事業)」
令和7年度学校安全実践力向上”出前”講座
B「安全点検フィールドワーク」コース(計5回)
参加者アンケートより (N=105)

「安全点検要領」を周知・
活用促進することが必要

事故調査・分析のあり方

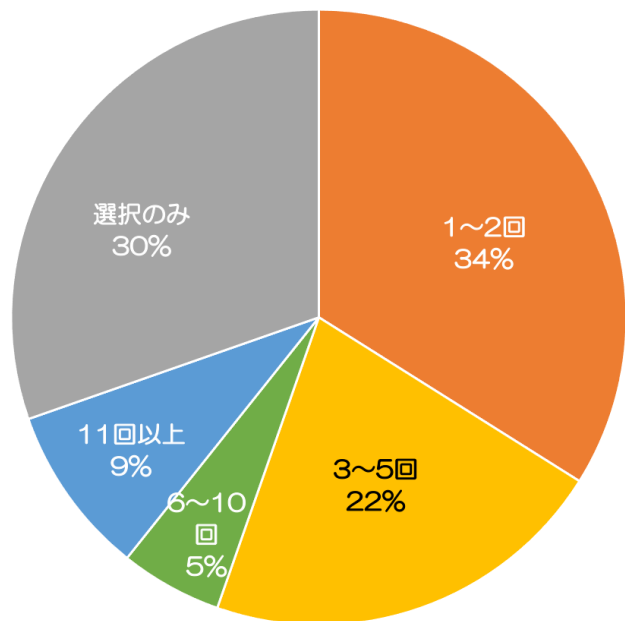
- 基本調査・詳細調査の報告書（ごく一部のみだが）を見て感じることいろいろ
 - ✓ 聴き取りは、十分な配慮（心のケア含む）の下で行われているか？
 - ✓ 多様・複数の証拠に基づいた“事実認定”ができているか？
 - ✓ 問題・課題を十分に“深掘り”できているか？
 - ✓ 対策が「モグラ叩き」になっていないか？ 等々…

「事故対応指針」をを実現するために…

- 事故調査マニュアルの整備
- 事故調査体制づくり（教育・訓練、緊急派遣体制）

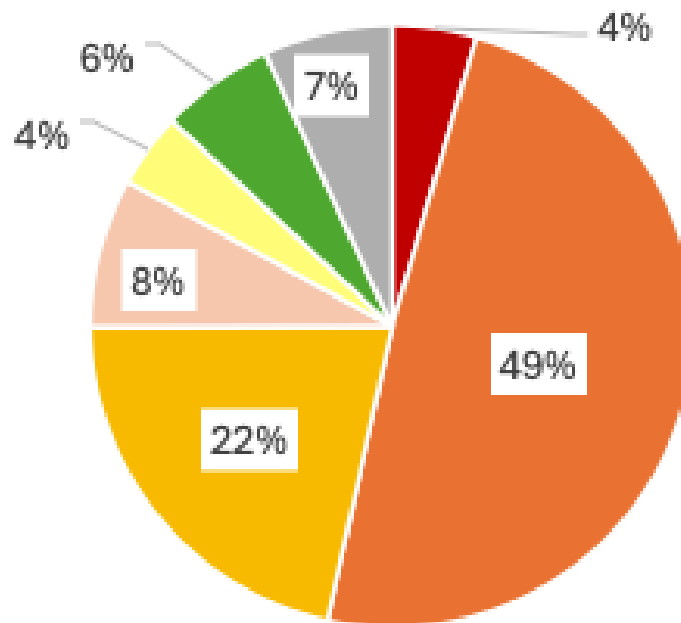
教員養成における学校安全の位置づけ

■ 教員養成カリキュラムにみる学校安全関連の授業回数



日本教育大学協会加盟56校の教職課程
再課程認定申請資料に基づく
学校安全関連の必修科目授業回数

令和元年度「学校安全に関する教職員の資質・能力の向上のため
の調査研究事業」報告書をもとに作成



- 1コマ未満
- 1コマ以上2コマ未満
- 2コマ以上3コマ未満
- 3コマ以上4コマ未満
- 4コマ以上5コマ未満
- 5コマ以上6コマ未満
- 無回答

「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」
に関するカリキュラムにおける
学校安全をふくむコマ数の割合 (N=428)

令和5年度 学校安全の推進に関する調査研究「学校安全計画に係る取組
状況調査結果の分析」報告書(令和6年3月) 報告書をもとに作成

教育の内容は？

「学校安全の中核を担う教職員」

学校安全の推進に関する組織体制の整備と地域等との連携について～複雑化・多様化する課題に対応するための、実効的・持続的で安全・安心な学校づくりに向けて～審議のまとめ（令和7年3月）

- ✓ 職務内容を踏まえた適切な処遇等について検討すべき
- ✓ 「新たな職」…として学校に配置することができるような仕組みを構築する…動きを踏まえ、……積極的な活用を検討していくべき

「中核となる教職員」養成のため、学校安全に関する資質・能力を継続的に高める仕組みが必要では？

- 体系的な研修等の仕組み
- 相互に教え合う・学び合うナレッジシェアリング等？
- 受講実績の記録・評価（ポイント制など？）

学校安全の充実にむけて ～凡事徹底・凡事一流～



土佐市教育委員会
教育長 吉門 直子



学校安全の充実に向けて～これまでの取組～

- 高知県における学校安全の取組
東日大震災を踏まえた組織強化
防災教育推進のしかけ
- 学校における取組
安全教育の日常化を目指した取組
- 学校安全の推進
設置者の課題

防災教育の課題～東日本大震災以前～

- 防災教育の時間確保が課題
→カリキュラムへの位置づけは各学校の工夫に任されている
- 防災教育の内容に課題
→避難訓練＝防災教育という実態。多様な取組を行う学校は少ない



- ◇指導内容の明確化
- ◇効果的な指導資料
- ◇指導方法の情報共有 が必要

高知県安全教育プログラムの策定

高知県安全教育プログラム

- ◆高知県安全教育プログラムは、地震・津波をはじめとして、交通事故や犯罪被害、気象災害などの様々な危険から子どもたちを守るための安全教育を、プログラムに基づき確実に実施することで各学校における安全教育の質的向上を図ることを目的として作成した「教職員の指導用資料」です。
- ◆この指導用資料により、教職員一人一人が、子どもたちをとりまく様々な危険を再認識するとともに、子どもたちを危険から守るために、どのような力を身に付けさせるべきかを考え、実践する必要があります。

総 論 (平成25年3月策定)

子どもの命を守る安全教育とは

子どもたちが生涯にわたり自らの安全を確保するための基礎的な素養や、社会の安全に貢献することができる資質や能力を育てるものであり、子どもたちの命を守るうえで欠かすことのできない最も重要な教育活動です。

安全教育を通して身に付けさせたい力

- ・自分の命を守りきる力
- ・知識を備え正しく判断する力
- ・地域社会に貢献する心（態度）

各 論

安全教育の3領域

震災編

(災害安全)
(平成25年3月策定)

気象災害編

(災害安全)
(平成26年2月策定)

交通安全編

(平成26年2月策定)

生活安全編

(防犯含む)
(平成26年2月策定)

全ての子どもたちに身に付けさせる「基本的指導内容」の明確化

- 【震 災 編】「助かる人・助ける人になるために（指導10項目）」
- 【気象災害編】「知る・備える・行動する」
- 【交通安全編】「被害者にならない・加害者にもならない（4つの力）」
- 【生活安全編】「身の回りにある危険を予測し、自ら回避する」

プログラムを活用した授業の実施

- ◆具体的実践例（展開例）を活用した「安全学習」の実施
- ◆防災学習については、**3～6時間程度（小・中学校は各学年5～6時間）**を各学校の年間指導計画に位置付け、全ての子どもたちに必要な知識や技能を身に付けさせる**防災の授業**を実施
- ◆防災学習以外の安全学習については、各教科の授業等の中で、「基本的指導内容」を基にした指導を実施

防災教育の徹底

- 防災の授業

→ **小中学校は各学年で5時間以上**
高等学校は各学年で3時間以上

学級活動（ホームルーム活動）

総合的な学習（探究）の時間等の活用

- 避難訓練の実施

→ **年間3回以上** ショート訓練を含む

学校安全計画に位置付けた計画的な実施

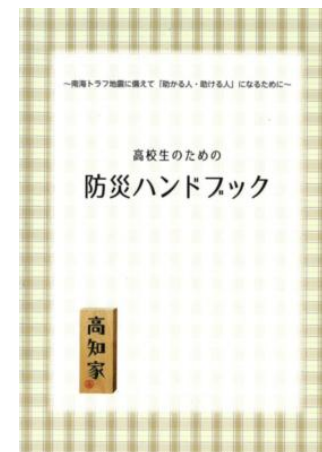
全児童生徒に配付



副読本（小学校）



副読本（中学校）



ハンドブック（高等学校）

南海トラフ地震に備えちよき



- 防災の授業で使用するスライド、動画等の資料
- 東日本大震災の教訓を踏まえて平成24年3月作成
- 気象災害編を追記し平成28年3月改訂

学校防災マニュアル作成の手引き（震災編）



- 各学校で作成している「学校防災マニュアル」を見直し、より実効性を高めるための資料として、具体的な留意点を記載して平成21年作成
- 東日本大震災の教訓を踏まえて平成26年改訂

「高知県安全教育プログラム」に基づく 安全教育・安全管理の徹底

毎年度初めに通知文書で周知

〈推進体制〉

Ⅰ 学校安全担当教員を中核とした組織的取組の推進

○管理職のリーダーシップの下、学校安全担当教員を中心とした組織な学校安全の取組を実施すること。

- ・管理職以外の学校安全担当教員の校務分掌の位置付けと役割の明確化

- ・「安全教育全体計画」「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を見直すサイクルの構築、保護者への周知

- ・安全教育研修会（学校悉皆研修）の研修内容の活用

- ・教職員の学校安全に関する知識・実践力の向上に向けた取組

※「教職員のための学校安全e-ラーニング教材（文部科学省）の活用」

「高知県安全教育プログラムに基づく安全教育の充実のために」

○高知県安全教育プログラム策定から7年。年間3回以上の避難訓練とともに、防災授業も一定定着。

◆安全教育の更なる質的向上を図るためには、児童生徒にどのような安全に関する資質・能力を育成するのか！年間のゴールイメージを明確化し、年間指導計画に位置付けることが重要。

安全教育参考資料



「高知県安全教育プログラム」に基づく
安全教育の充実のために



令和8年3月改訂第3版
(令和3年6月初版)
高知県教育委員会

～新資料のポイント～

○基本的指導事項をもとに育成を目指す安全に関する資質・能力を発達段階ごとに整理

○安全教育全体計画・学校安全計画を例示

○単元構成による指導計画モデルを例示

○安全教育の評価に関する考え方を整理

○学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」の内容を掲載

安全教育参考資料「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育の充実のために；
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/312301/2021060100347.html>

安全に関する資質・能力を発達段階ごとの整理【震災編】

発達段階		小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校	高等学校
備える	①地域に起こる災害を知る	・自分の住む地域で発生する災害を知っている。 ・長い揺れや強い揺れの後は、津波が来ることを理解している。 ・地震による強い揺れを前もって知らせる緊急地震速報の役割を知っている。	・南海トラフ地震による災害や、自分の住む地域の被害を知っている。(揺れの強さや長さ、津波到達時間、最大津波浸水深などの想定) ・南海トラフ地震の特徴について理解している。(津波の発生、火災や土砂災害等の二次災害など) ・津波の特徴について理解している。(見下ろし津波が来る、川をさかのぼる、スピードが速い、揺り戻し襲ってくる、川をさかのぼる)	・南海トラフ地震の基礎知識を理解している。(東海・東南海等の震源域と活動性、二次災害の誘発) ・過去の南海トラフ地震と被害について理解している。(南海地震の周期、過去の南海地震の記録から学ぶ) ・夜間の地震発生にも備えることができる。 ・初めて行く所でも、高台や避難場所の表示や標識を確認することができる。 ・家庭での備えの大切さを理解し、実行している。(家具等の転倒・落下防止、備蓄品や非常持ち出し品の準備等) ・けがの簡単な手当てを行うことができる。	・地震・津波発生の科学的なメカニズムを知っている。 ・地球の反対側からでも津波は伝わることを知っている。(2011年の東日本大震災津波伝達例) ・震度とマグニチュードの違いを理解している。 ・南海トラフ地震臨時情報の意味を知っている。	・過去の南海トラフ地震の被害(宝永の地震等)を知っている。 ・自分の通学路の災害想定や起こりうる危険を知っている。 ・高知県の南海トラフ地震対策の進展に関心を持ち、県のHPを活用して最新の災害に関する情報を入手することができる。 ・南海トラフ地震臨時情報の意味と、自分の地域における対応を知っている。
	②必ず助かるための知恵と備え	・地震の揺れから身を守る方法を知っている。(ガラスや落下物から頭を守る) ・屋外で揺れを感じた時は、塀や建物から離れ自分の身をを守ることを理解している。 ・津波から避難する時は、一番近くの津波避難場所に逃げ避難する重要性を理解している。 ・家族と離れている時でも、「それぞれが逃げる」ことを家族と約束している。	・津波から避難する時には、周囲の安全を確認しながら、避難場所まで急いで避難することが大切であることを理解している。 ・校区の危険な場所と避難場所を知り、災害時に備えることができる。 ・海岸や河口付近に行くときは、まず高台への道を確認しておく。 ・人が集まる場所では非常口を必ず確認しておく。	・地震により、電気やガス、水道等のライフラインが途絶え、通常の生活ができなくなる可能性があることを理解している。 ・「災害用伝言ダイヤル171」等による家族との連絡方法を決定している。 ・家族とともに、家庭の防災対策を考え実行している。	・津波警報や津波注意報等の情報の意味を理解している。 ・緊急地震速報の仕組みを理解している。 ・校区にある高台や津波避難場所等での、複数の避難経路を把握している。 ・災害に備えた家庭の安全対策を、自ら進んで行うことができる。	・津波から迅速に避難することができるよう、地域の避難場所や避難経路を日頃から意識している。 ・緊急地震速報を適切に活用するために、その特性を十分理解し、情報の入手手段を確保している。 ・災害に備えた家庭の安全対策に自ら参画している。
	③みんなで助かるための備え	・日頃から、基本的な生活習慣を身に付け、自分の身の回りのことは自分でできる。 ・学校等で学習したことを家族に話し、日頃から災害について家族で話し合っている。	・集団生活のルールやマナーを理解し、学校生活や家庭生活において自分ができることを進んで行う。 ・自分や家族の避難場所や集合場所を事前に確認している。	・地震により、電気やガス、水道等のライフラインが途絶え、通常の生活ができなくなる可能性があることを理解している。 ・「災害用伝言ダイヤル171」等による家族との連絡方法を決定している。 ・家族とともに、家庭の防災対策を考え実行している。	・様々な情報伝達の手段を知り、いざという時に使えるようにしておく。 ・心臓蘇生法や応急手当の意義と方法を理解している。 ・震災で中学生が行ったボランティア活動の意義や役割を知っている。 ・南海トラフ地震臨時情報が発表された時の対応方法を知っている。	・様々な情報伝達の手段を理解し、いざという時に使えるようにしておく。 ・応急手当の意義や、心臓蘇生法、止血法等について理解し、実践することができる。 ・震災で高校生が行ったボランティア活動の意義や役割を知っている。 ・南海トラフ地震臨時情報が発表された時の対応方法を知っている。
	④揺れから自分を守る	・揺れを感じたら(緊急地震速報を聞いた)、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を頭を守るなどができる。	・電車やバス、人が大勢いる施設等でも、落ちない、倒れてこない、移動してこない場所を頭を守るなどができる。	・自宅にいたりとき外出時でも、その状況に応じた避難行動をとることができる。 ・緊急地震速報について、学校設置の機器、テレビ、ラジオ、携帯電話等の知識や音の速いを知り、どの音でも避難行動をとることができる。	・場所や状況に応じた避難行動をとることができる。 ・校外活動時には、非常口・避難経路・避難場所を確認することを習慣にしている。 ・バス等の公共交通機関乗車時は、急停車から身をやり、乗員の指示に従って行動できる。	・どのような時間帯・場所・状況においても、自ら判断し、適切な避難行動をとることができる。 ※小中学校で学習した基本的な事項を確実に身に付けている。
	⑤津波からの迅速な避難	・強い揺れや弱くても長い揺れを感じたら、急いで高台(津波避難場所)へ避難することができる。 ・一人でいても、自分で判断して避難することができる。	・強い揺れや弱くても長い揺れを感じたら、一人でいても、自分で判断してすぐに避難することができる。 ・危険な場所(津波の新道が通っていることが予想される地域)では、動ける(ら)い揺れになったら、できる限り早く近くの高台へ避難することができる。	・強い揺れや弱くても長い揺れを感じたら、一人でいても、自分で判断してすぐに避難することができる。 ・できる限り大声で「逃げろ」と叫ぶなど周りに呼びかけながら避難することができる。 ・避難した場所の状況に応じて、より高い所への避難を判断することができる。	・津波が来る可能性がある沿岸部では、動ける(ら)い揺れになったらすぐに避難を開始することができる。 ・周囲に声をかけながら避難行動を促すことができる。 ・避難した場所の状況を確認し、より高い所への避難を判断することができる。	・どのような時間帯・場所・状況においても、自らの確信に頼り、適切な避難行動をとることができる。 ・周囲に声をかけながら避難行動を促すことができる。 ・周囲の状況把握し、避難した場所の安全を確認することができる。 ※小中学校で学習した基本的な事項を確実に身に付けている。
命を守る	⑥いつ、どこにいても自分を守る	・登下校中に地震が発生しても、自分の判断で避難することができる。 ・揺れを感じたら、倒壊する恐れのあるブロック塀や建物から離れ、ガラスや看板等の落下物に注意し、持ち物等を守ることができる。 ・津波が発生した場所では、今いるところから、一番近くの津波避難場所へ自分で避難することができる。	・警報や指示を待たずに、自分で判断して避難することができる。 ・津波浸水想定区域では、避難経路の安全を確認しながら、避難場所まで急いで避難することができる。 ※低学年で学習した「倒壊する恐れのあるブロック塀や建物から離れ、ガラスや看板等の落下物に注意」などの身を守る方法を確実に身に付けている。	・校区の避難場所を把握し、どこにいても安全に避難することができる。 ・低学年で学習した「倒壊する恐れのあるブロック塀や建物から離れ、ガラスや看板等の落下物に注意」などの身を守る方法を確実に身に付けている。	・日頃から、通学路にある橋や崖等、周辺の危険箇所を把握し、いつ、どこにいても安全に避難することができる。 ・自転車や歩道を走って避難する場合は、他の避難の邪魔にならないようにする。 ※入学期には、通学時の各自の避難計画を立てておく。	・登下校中の地震発生時に、移動手段(公共交通機関、自転車、二輪車、自動車)に応じた避難行動をとることができる。 ・通学路と津波浸水想定区域では、複数の避難場所を把握し、すぐに避難することができる。 ※入学期には、通学時の各自の避難計画を立てておく。
	⑦二次災害への対応	・揺れの後は、火災や土砂災害の可能性があることを知り、行動することができる。(揺れの後は塀の上や下から離れる、など) ・火災を発見したら、できる限り大声で周囲の人に知らせ、火・熱・煙に注意しながら避難することができる。	・火災を発見したら、できる限り大声で近所の人に知らせ、周りに燃える物のない広い公園等に避難することができる。 ・揺れの後は、津波や火災の他にも余震や土砂災害等が起こることまで想定して行動することができる。	・揺れの後は、土砂災害等に留意し、崖の上や下から離れ、危険箇所には近づかないようにする。 ・山鳴りや、川の水が濁るなどの土砂災害の前兆となる現象を理解している。 ・土石嵐(山崩れ)からは、川の流れて直角に避難することを理解している。 ・正しい防災情報入手し、早く避難することができる。	・揺れがおさまったら、可能な限り火災の発生を防ぐ行動をとることができる。(ガスの元栓・電気のブレーカー)※津波が想定される地域では避難を優先。 ・火災が発生した場合は、早く知らせる、早く消火する、早く逃げの形を実行することができる。※訓練で消火の使い方を身に付けておく。 ・地面の液状化、土砂災害、ため池の崩壊、地盤沈下による浸水等にも注意することができる。	・二次災害の影響により避けられない状況が発生することや、想定外のことによって直ちに様々な意思決定を迫られる場面があることを理解し、日頃から対応を考え、備えておく。(火災、液状化、土砂災害、余震による倒壊により避難経路が断たれるなど)
	⑧助ける人になるための行動	・火災を発見したら、できる限り大声で周囲の人に知らせ、火・熱・煙に注意しながら避難すること。 ※まずは自分で自分の身を守る	・火災や手助けが必要な人を見つけたら、周囲の人に知らせると、自分ができることを行う。※まずは自分で自分の身を守る	・避難行動要支援者や要配慮者など、災害時に自ら避難することが困難な人がいることを理解し、地域の状況を知っておく。 ・災害発生時に、支援が必要な人が近くにいると、自分の安全を守りながら、自分にはどんな支援ができるかを日頃から考えておく。	・災害時には、自分の地域でも様々な要配慮者がいることを理解し、支援方法を考える。 ・応急手当やけがの搬送等に遭遇した場合は、予め身に付けた手順で、可能な限りできることを行う。	・災害時に支援が必要な人が近くにいると、自分の安全を守りながら、自分にはどんな支援ができるかを日頃から考えておく。
取暮らしを戻す	⑨みんなで生き延びるための知恵と技	・災害時には、「我復て、みんなで分け合う、協力すること」が必要であることに気づき、自分ができることを行う。	・災害後の避難生活の状況を知り、集団生活のルールやマナーを守り、みんなと助け合い協力することや、自分ができることを精一杯行う。	・災害後の状況を知り、自分にできる役割を考えて行動する。(避難所での手伝い、年下の子の遊び相手、高齢者の介助等) ・「災害用伝言ダイヤル171」の活用など、予め決めた方法で家族に連絡することができる。	・身に付けておいた様々な手段を使って情報収集と伝達を行うことができる。 ・避難所における共同生活の不慣れを知り、中学生などから学び、自分自身で考えて積極的に行動する。(清掃、物資の運搬、高齢者や障害者等の手助け等)	・身に付けておいた様々な手段を使って情報収集と伝達を行うことができる。 ・避難所の特徴と課題を知り、自分ができる最大限の行動を行うことができる。
	⑩地域社会の一員としての心構え	・日頃から、地域の中で自分から挨拶をする。 ・自分のことは自分でできるようにする。 ・集団生活のルールやマナーを守り、家族・友だち・地域の人と協力して生活することができる。 ・学校で学習したことについて、家族と話し合っている。	・地域の人に積極的に挨拶するなど、日頃から地域の人と親しくなっていく。 ・地域の防災に関わっている人の働きを知り、自分のできることを考え、行動することができる。 ・学習したことや地域防災について家族と話し、我が家の防災について考えている。	・周囲の状況や地域の人々の活動を知り、地域の一員として、自分にできる役割を考えて行動することができる。 ・学校や地域の避難訓練に参加し、一緒に防災について考え、参画することができる。 ・地域とともに、我が家の防災対策を考え、実行している。	・地域の防災活動へ積極的に参加することができる。 ・地域の被災状況を把握し、家屋の片付けの手伝い等、自分にできることを行うことができる。 ・家族防災会議を実施するなど、我が家の防災対策を考え、自ら進んで実行している。	・地域の自主防災組織の活動を知り、地域の避難訓練に参加することができる。 ・避難所運営や復興には高校生の活動が大きな力になることを理解し、自分にできることを考え、行動することができる。(家屋の片付けの手伝い、授業再開に向けた学校の片付け等を行う)

※特別支援学校・特別支援学級における資質・能力については、対象の児童生徒の発達段階において、適切な段階を選択し、具体化して実践する。

なお、小学校低学年の内容の習得が難しい児童生徒については、特別支援学校学級指導要領を参考にし、スモールステップで実践する。

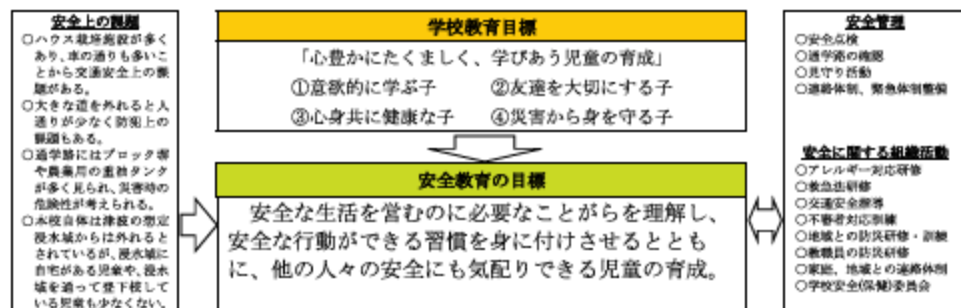
【気象災害・その他の災害】

発達段階		特別支援学校(※)					
		小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校		
気象災害	大雨・台風による災害	備える・	・大雨や台風の時に、安全に登下校するための注意点を 知っている。(1人で登下校しない。一列で歩く。川や水路、マンホールには近づかない。かさは前が見えるように持つなど)	・通学路において、大雨による浸水や増水等の危険箇所となり得る場所と状況を知っている。(マンホール、用水路や側溝、アンダーパス等) ・高潮の起こる仕組みや被害を知っている。	・発達した積とを知って ・雨の降り方増水により土を理解して ・ハザードマップ難経路、連絡	乱雲が局地的大雨をもたらすことがあること。によって、流れる水の速さや量は変わり、地の様子が大きく変化することがあること。プ等で地域の災害リスクや避難場所・避難方法等を、家族全員で確認している。	・高知県で過去に発生した台風や豪雨等の気象災害を知っている。 ・防災気象情報や避難指示(警戒レベル4等)等の避難に関する情報の意味を理解している。
		する動	・大雨や台風の時の登下校の注意点に気を付けて、登下校することができる。 ・周囲の様子に気を付けながら歩くことができる。	・雨の降り方によって、川が短時間で増水することがあることを知っている。 ・大雨の時には、河川の増水に注意し、すぐに水辺から離れることができる。	・防災気象情報時は、河川に近づかず、安全な場所に避難することができる。 ・避難する際スニーカー等で。水害時の	報が発表されている時や川の異変を感じに、より安全に避難できる方法(リュックや身に着けている。(両手を使える状態避難では長靴はNG など)	・防災気象情報や、避難指示(警戒レベル4等)等の避難に関する情報から、十分な警戒と早めの避難行動をとることができる。 (「高知県防災アプリ」等の活用)
	土砂災害	備える・	・大雨等の際には、土砂災害が起こる場合があり、がけなどが危険になることを知っている。	・通学路の危険箇所と避難場所を家族で確認している。	・土砂災害(が兆現象を知	け崩れ、地すべり、土石流)の特徴や前	・高知県の土砂災害の発生状況を知っている。 ・防災気象情報の活用の仕方を理解している。
		する動	・大雨等の際に、がけなどから離れて、安全に登下校することができる。	・土砂災害の危険性があるときは、危険箇所に近づかない。	・土砂災害の役場に知らせ、避難の際の	前兆現象に気付いたら、家族や近所及びすぐに避難することができる。 連絡方法を家族で話し合っている。	・雨量や防災気象情報等に注意し、早めに安全な場所に避難することができる。 (「高知県防災アプリ」等の活用)
	突風・雷による災害	備える・	・雷や竜巻から身を守る方法を知っている。	・雷の特徴について知っている。(雷は周りより高い所に落ちやすい。木や電柱等からの側撃雷を受けることがある)	・積乱雲は、あることを知	「竜巻等の激しい突風」や「雷」を伴うことがあり、その危険性を理解している。	・気象災害に備え、天気予報や雷注意報、竜巻注意報、ナウキャスト等の防災気象情報の活用の仕方を理解している。
		する動	・雷鳴が聞こえたり竜巻が見えたりしたら、頑丈な建物の中にすぐに避難することができる。	・雷鳴が聞こえたり竜巻が見えたりしたら、頑丈な建物の中にすぐに避難することができる。	・積乱雲が近頑丈な建物に	づく兆しがあれば、危険な場所から離れ、避難することができる。	・屋外活動の前には、天気予報や雷注意報、ナウキャスト等の気象情報を確認し、安全な行動を選択することができる。(特に、屋外活動の前には防災気象情報を確認) (「高知県防災アプリ」等の活用)
	大雪による災害	備える・	・積雪や路面の凍結等の際には、気を付けてゆっくり歩く必要があることを知っている。	・積雪や路面の凍結等による危険となる状況や通学路における危険箇所を知っている。	・積雪や路面等から知り、	の凍結等が起こりやすい状況を天気予報安全に登下校に備えた準備をすることがで	・積雪、路面凍結時に、安全に通学するための注意点を理解している。(時間の余裕、自転車は使わない、車の動きに注意するなど)
		する動	・積雪や路面凍結の際には、ゆっくり歩く、すべりやすい所を通らないことなどに気を付けて、より安全に登下校する。	・積雪や路面の凍結等の際には、通学路の危険箇所に注意しながら、より安全に登下校する。	・積雪や路面に	凍結等への備えを活用しながら、より安全に登下校する。	・気象情報を活用して積雪や路面の凍結等を予見し、登下校時の安全行動に結び付けることができる。

安全教育参考資料「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育の充実のために；
https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021060100347/file_contents/file_2026320512131_3.pdf

安全教育全体計画（例）

〇〇小学校 安全教育全体計画



【全体計画】

◆学校安全計画（年間計画）の基となる安全教育の全体計画を作成することとし、様式を例示

◆目標、指導内容と関連する教科等の領域を学年ごとに記載

◆成果を測る指標も決めておくことを記載

◆これに基づき年間計画を作成

学 年 別 重 点 目 標		
【低学年】	【中学年】	【高学年】
【生活安全】 〇廊下や階段を安全に歩いたり、道具を正しく使ったりすることができる。 〇できるだけ友達と一緒に登下校することが、身を守ることにつながる意味を理解している。 【交通安全】 〇道を渡る時の「とまる・みる・たしかめる」の確認行動を身に付けている。 【災害安全】 〇「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所へ移動し大事な物を守ることを意味を理解し、行動しようとしている。 〇どこにいても自分で判断して避難することができるよう、校区の避難避難場所を知っている。	【生活安全】 〇廊下や階段を安全に歩いたり、道具を使うときには、周囲の安全に気を配ったりすることができる。 〇登下校時に見守ってくれる地域の人を知る。 【交通安全】 〇様々な危険の原因や事故の防止について理解し、危険に気付くとともに安全な行動ができる。 【災害安全】 〇指示を待つことなく自分の判断で行動しようとしている。 〇地震発生時に、強い揺れ、長く揺れたらすぐに避難しようとしている。 〇災害時には、家族や友達、周囲の人々と協力して危険を回避できる。	【生活安全】 〇さまざまな状況下における校内での過ごし方を理解し、ルールを守ることができる。 〇登下校時は、周囲の状況を確認しながら歩くことができる。 【交通安全】 〇様々な場面が発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができる。 〇自分自身の安全だけでなく、家族など、身近な人々の安全にも気配りができる。 【災害安全】 〇指示を待つことなく自分の判断で行動することができる。 〇地震発生時に、強い揺れ、長く揺れた時は津波が来ると想定し、自ら判断して最も近い高台へ避難することができる。 〇災害時には、家族や友達、周囲の人々の安全にも配慮し、他の人の役に立つ行動ができる。

関連する主な領域及びその指導内容			
	【低学年】	【中学年】	【高学年】
教科	〇生活科内容①学校生活に関わる活動 ・みまわりのあそび 〇生活科内容②地域に関わる活動 ・町たんけん「みんなであつたよ！～へ行こう」(2年)	〇社会科4年③自然災害から人々を守る活動 ・「安全な暮らしを守る」 〇社会科4年④県内の伝統文化、先人の働き ・「地域の発展に尽くした人々」	〇社会科5年⑤我が国の国土の自然環境と国民生活 ・「災害から人々を守る」 〇体育科④保健④けがの防止 ・事故やけがの防止
道徳	〇主として自分自身に関すること [態度・行動] 〇主として生命や自然、身近なものとの関わりに関すること [生命の尊厳]	〇主として自分自身に関すること [態度・行動] 〇主として生命や自然、身近なものとの関わりに関すること [生命の尊厳]	〇主として自分自身に関すること [態度・行動] 〇主として生命や自然、身近なものとの関わりに関すること [生命の尊厳]
総合的な学習の時間	〇総合的な学習の時間 ⑧防災意識の例～現代的な課題 〇総合的な学習の時間 ⑧防災意識の例～現代的な課題 ・「〇〇町のことをもっと知ろう」(3年) ・「〇〇町を調べてみようがいしょう」(3年) ・「〇〇川流域学習」(4年) ・「暮らしを支える人々」(4年)	〇総合的な学習の時間 ⑧防災意識の例～現代的な課題 〇総合的な学習の時間 ⑧防災意識の例～現代的な課題 ・「〇〇町のことをもっと知ろう」(3年) ・「〇〇町を調べてみようがいしょう」(3年) ・「〇〇川流域学習」(4年) ・「暮らしを支える人々」(4年)	〇総合的な学習の時間 ⑧防災意識の例～現代的な課題 〇総合的な学習の時間 ⑧防災意識の例～現代的な課題 ・「〇〇町のことをもっと知ろう」(3年) ・「〇〇町を調べてみようがいしょう」(3年) ・「〇〇川流域学習」(4年) ・「暮らしを支える人々」(4年)
特別活動	・地震が来たらどうする？ ・津波から身を守るには？ ・危ないことをしていないか考えよう	・どこにいても地震の揺れから身を守ろう ・揺れがおさまっても・・・危険は続く ・地域の防災に関わる人々 ・安全に通学しよう～自分を守る、みんなを守る～	・災害と警報 ・山の津波「土砂災害」 ・避難生活を考えよう ・急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう ・自転車・歩道のルールと安全行動計画

安全教育の成果を測る指標

- 〇どこにいても地震からの身の守り方を知っていると回答する児童が約90%。(安全意識アンケートの結果)
- 〇「本当の地震と思って行動できた」に対して肯定的な回答をする児童が昨年度約85%→約90%。(毎回の避難訓練実施後の振り返りカードの結果)
- 〇見守りに関わっている地域の方や保護者の顔を知っていると回答する児童が100%。(安全意識アンケートの結果)
- 〇自転車に乗るときにはヘルメットを被っている児童が100%。(安全意識アンケートの結果)

安全教育の目標～安全に関する資質・能力～

「『生きる力』を育む学校での安全教育」より

安全教育の目標

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基礎として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるように、**安全に関する資質・能力**を育成する。

(知識・技能)

○様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

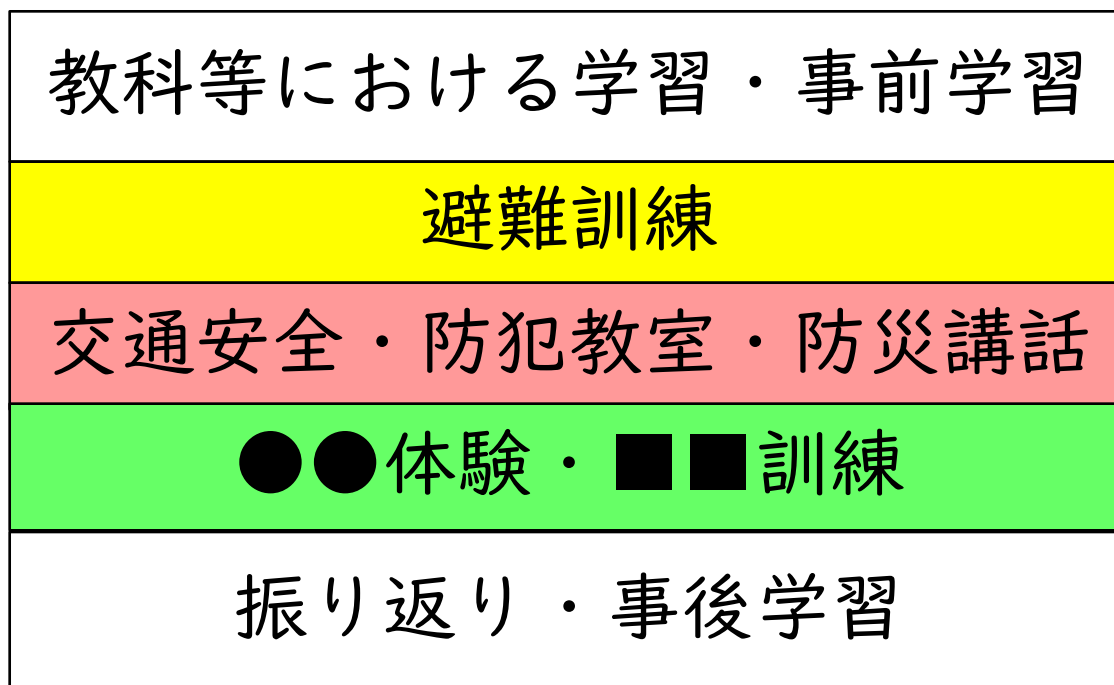
(思考力・判断力・表現力等)

○自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

(学びに向かう力・人間性等)

○安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

関係機関と連携した効果的な取組



土佐市立蓮池小学校の事例

【研究主題】

自ら学ぶ力を身に付け、生き抜く力を育む
～「気づき・感じ・伝え合う」ことを大切にした
安全教育の日常化～

凡事徹底・凡事一流

重点

- ①教科等横断的カリキュラム・マネジメントによる安全教育の実践
- ②国語科で身に付けた言語能力の活用を意識した各教科等の指導の充実
- ③「自ら考え伝え合う」ことを意識した指導の充実



[illegible]

【国語】調べたことを新聞で伝える・書く材料の収集や選択の仕方、まとめ方を工夫する必要が生まれる。記事を書く場合においても、中心を明確にしてわかりやすい文章を書くこと、読み手の興味を惹く見出しをつけること、説得力のある紙面にすることなどに気を配らなければならない。新聞を作るという言語活動を通して、必要な情報を集め、知らせたいことの中心を考えて読み手にわかりやすく伝える力を養うことをめざす。

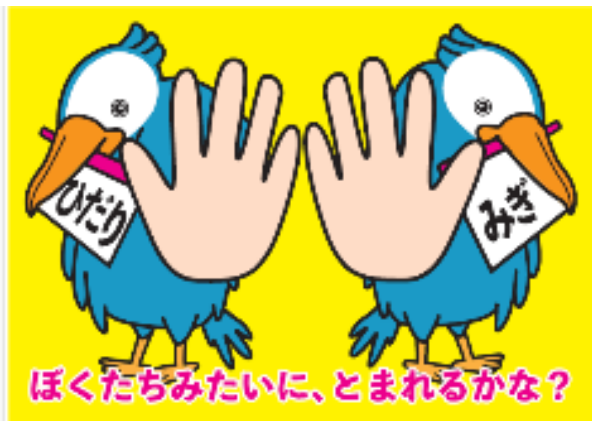
ヘルメット啓発動画の作成

市役所ロビー等で常時公開中！



協力：土佐警察署

止まりたくなるストップマーク



動かない鳥
「ハシビロコウ」



願いがかんう？



かわいいねこを見て！

◆学校の正門前の横断歩道◆

「どうすれば皆が止まって確認することができるか」を考える

「止まりたくなる」ストップマークを考案



過去を知り未来を考える

古地図と現在の
地図を重ねて見
る
「なぜ昔と今で
は川の流れが違
うのだろう？」



大正時代の波介川（今から100年以上前）

大正時代、波介川は大きく蛇行しながら土佐市内を流れていた。
大正～昭和時代にかけて大改修が行われ、川の流れは緩やかになってきた。
(協力：国土交通省高知河川国道事務所)



蓮池小学校校長室に掲示されている
大正4年(1915年)6月製作「蓮池之模型」

体験を通して学ぶ～防災1 DAYキャンプ～

【協力期間】

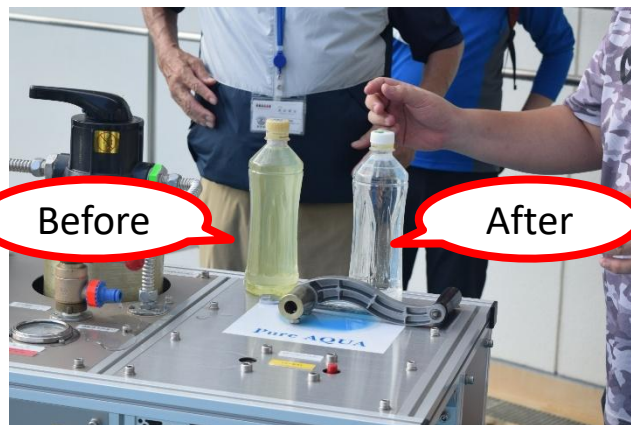
国土交通省高知河川国道事務所
高知トヨペット
高知県南海トラフ地震対策課・防災砂防課
土佐警察署
土佐市消防
土佐市消防団蓮池分団
土佐市防災対策課
土佐市教育委員会
蓮池地区自主防災会
蓮池小学校PTA…



地震の揺れから身を守る！



いざという時のために！



プールの水を飲み水に！



防災倉庫の備品は！

いざという時、動けるように！地域の一員として

新聞の活用 ～新聞感想文コンクール～ (主催：高新会)

【一番いいポーズは】

「ダンゴムシはポーズはだめなが？」

わたしは、保育園のころから、ひなん訓練のときにはダンゴムシポーズをしていました。でも、記事に「ダンゴムシポーズ本当に安全？」と大きく書いていました。読んでいくと、ダンゴムシポーズだけでなく、カエルポーズもいいと書かれていました。

地震からカエルポーズで身を守れるのか不安に思って家族と実際にやってみました。

まずは、比べるためにダンゴムシポーズをすることにしました。布団の上ののって揺らしてもらうと、頭は守れるけど、ぐらぐらしてダンゴムシのようにころころと転がってしまいました。

次に、カエルポーズをしてみました。カエルポーズは、布団を揺らしてもらっても転がることはありませんでした。でも頭は守ることができませんでした。だから私は、ダンゴムシポーズとカエルポーズを合体させたポーズを考えました。

そのポーズを先生に見てもらいました。すると、先生は、

「先生は体がかたくてできない。」と言いました。私はくやしくて、もう一度ポーズを考えることにしました。先生は、足がむずかしいと言っていたから、足をカエルの形にする方法を考えました。そして次の日、先生に見てもらいました。すると先生は、「すごい。これなら簡単にできる」と言ってくれました。

(やった)

心の中でよろこびました。だけどわたしは、自分なりのポーズを考えても、一番正しいポーズではないと思いました。だから、一つのポーズじゃなくて、その場所にあったポーズで身を守るようにしたいです。

(蓮池小学校 4年生)

【5月17日・高知新聞「揺れ対応 姿勢固定に警鐘」を読んで】

新聞を読み興味を持った記事を選び、感じたことや自分の考えを書く、蓮池小学校が国語科の研究とNIEを重ね学校全体で長年取り組んできた活動。

防災で学んだことを生かし、記事の内容に疑問をもったことを自分で実験し、今後の行動を考えることができた。

避難訓練の意義（安全管理・防災教育）

- なぜ訓練をするのか？
- 何から？なぜ逃げる必要があるのか？
- 何を備えるべきか？

大切なのは、訓練の意味（確認すべき内容）を明確化し、共通理解しておくこと！

○危機管理マニュアルに基づく教職員の行動、避難場所・避難経路の確認

○防災教育の進捗確認（児童生徒等が身に付けた知識・技能をもとに判断、行動しているか）

訓練 → 課題の把握

全国一斉シェイクアウト訓練（児童に予告なし）での一コマ。訓練後にリモートで振り返りを実施。



学校安全における設置者の役割と課題

学校保健安全法（平成21年4月1日施行）における設置者の役割

第3条（国及び地方公共団体の責務）

○ 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第26条（学校安全に関する学校の設置者の責務）

○学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、**当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。**

学校保健安全法に基づく学校安全の取組

第3章 学校安全

第27条（学校安全計画の策定等）

○ 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第28条（学校環境の安全の確保）

○ 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

○ 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

第30条（地域の関係機関等との連携）

○ 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

学校安全における設置者の役割と課題

市町村教育委員会事務局の現状（政令指定都市、中核市を除く）

○市町村立学校の施設設備、学校教育全般にわたる各種業務を学校教育課、それ以外の放課後児童クラブや社会教育等に関する業務を生涯学習担当課が担っている。（本市）

○市町村における指導主事は、県費負担教職員からの配置転換。一部は市町村職員への出向。業務は教育課程に関することをはじめ学校教育に関すること全般を１～２名で担当し（高知県の例）、国・県からの各種調査への対応をはじめ研究指定や各種指導に関する事務の範囲が広く多い。

○学校安全を担う専属の課や学校安全担当指導主事の配置はわずか。
（大阪府高槻市は設置）

○独自に研修会を実施できない市町村では教職員の学校安全に関する研修の機会は国や県主催の研修会へ参加。指導主事は業務の都合で研修の機会を得られない場合も少なくない。そんな中で学校への指導が求められている。

○校舎やプール等の改修等の施設整備や情報機器の更新等、ハード整備には莫大な予算が必要で、世界情勢や物価高騰により年々増大。市町村の行政規模により状況が異なる。

課題と展望

○学校安全を牽引する人材の育成

○安全確保のための施策（ハード・ソフト）を実行できる財源（国の財政措置等）

○市町村及び私学を支援する仕組みづくり（国や都道府県の関与等）

学校安全の充実に向けて～今後の展望～

➤ 学校安全推進の**仕組みづくり**

- ◆学校安全の中核となる教員の位置付けと役割の明確化が必要
- ◆学校運営の中心となる管理職への研修の位置付け等、学校安全に関する研修の体系化が必要

➤ 安全教育の日常化を目指した**しかけ**

- ◆各領域ごとの内容（何を身に付けるか。何ができるようになるか）を具体的に整理（精選）し全ての学校で実施するような体系化が必要
- ◆安全教育の機会の明確化が必要（例えば「総合的な学習の時間」での実施など）
- ◆**安全教育の効果検証の手法の開発が必要**
「何ができるようになったか」

学校安全部会の日程（案）

	開催予定日時	議題
第1回	令和8年9月9日(水) 15:00～18:00	部会長等の選任、学校安全部会の運営等について 諮問内容説明、安全管理の現状と課題（総論）等
第2回	令和8年9月25日(金) 13:00～15:00	官民連携の取組（CSやDXの活用）等
第3回	令和8年10月19日(月) 15:00～18:00	実践的・体験型の安全教育の推進（防災、交通）等
第4回	令和8年10月29日(木) 15:00～18:00	校内組織体制の充実、教職員の能力向上、子供の意見 等
第5回	令和8年12月3日(木) 10:00～12:00	答申素案
第6回	令和9年1月28日(木) 10:00～12:00	答申案

※ 令和9年3月までに、パブリックコメントを経たうえで第4次計画の閣議決定

※ 今後、予定が変更になる可能性があります。

学校安全の取組について

総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

- 1. 校外活動における安全確保**
- 2. 部活動を含む移動時の安全確保**
- 3. 防火防災**
- 4. クマ被害防止**

1. 校外活動における安全確保

学校における校外活動の安全確保の徹底等について（抜粋）

（令和8年4月7日付け 8文科初第58号 文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長・高等教育局長通知）

- 令和8年3月16日、京都府内の高等学校における校外活動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生。
- **学校における校外活動を実施するに当たっては、事故防止等に万全の措置が必要。**事故については、現在、その詳細な調査等が進められているところだが、今後の各学校における校外活動の実施に当たり、今回の事故を受け、改めて、**安全の確保のために配慮いただきたい点や教育活動として適切に計画・実施していただくに当たって留意いただきたい点等**を以下のとおり通知。
- **学校の設置者**に対し、**本年度の学校における校外活動の実施に当たり、安全性・実施内容についての確認、必要に応じての見直し**を要請。
- **都道府県知事**に対し、**所轄の私立学校・学校法人において適切な運営がなされるよう、必要な指導・助言**を要請。

学校における校外活動時の安全の確保

- ・各学校の「危機管理マニュアル」の記載内容の点検や、必要に応じた改定
- ・「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」及び同ガイドラインのチェックリストも活用しながら、**各学校の「危機管理マニュアル」に沿った学校における活動の徹底**
- ・修学旅行等においては、**利用する旅客運送の安全確保について、予め確認すること等が重要。**特に修学旅行等において船舶を利用する場合には、**海上運送法の許認可を取得した事業者を選定すべき**

旅行・集団宿泊的行事（※）における留意点

※学習指導要領上、「特別活動」の中の「学校行事」に位置づけられる修学旅行等のこと

- ・実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、内容や行程等の詳細について、**児童生徒や保護者に対して予め十分な説明の実施。**
- ・事前の実地調査などにより、行程等の確認や現地の最新の情報等の把握に努め、**安全に実施するために必要十分な情報を予め確認**
- ・引率教職員は、**必要十分な体制とするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにし、常に児童生徒を掌握し、秩序ある行動と安全が保てるよう配慮。**引率責任者は、計画作成の中心となり、予期しない事情の変化に際しては、日程、経路、目的地の変更や、引率教員の体制の見直し等、**臨機応変の措置を実施**
- ・関係業者を利用する場合には、**関係業者に過度に依存することなく、学校が主体性をもって安全確保を徹底。**関係業者については、**信用度等を十分に調査したうえで利用し、また、これと不明朗な関係を持つことのないよう厳に注意**
- ・実施に当たっては、**児童生徒への事前の安全指導の徹底**
- ・**学校の設置者においては、各学校に対して、旅行・集団宿泊的行事のもつ意義と留意点についての理解の徹底を図るとともに、各学校が作成した計画について、その日程、目的地、見学先、経路、交通機関等を十分検討し、特に、児童生徒の安全と健康の保持上無理なく適切なものとなるよう必要な指導の実施。**万一、事故等緊急の対応が必要な場合、すみやかな対応がとれる体制の整備

→ 各学校・設置者の取組状況に関し、フォローアップ依頼（令和8年6月26日付け事務連絡）

2. 部活動を含む移動時の安全確保

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ①

令和8年5月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に死傷者が出る重大な事故が発生したことを受け、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、自動車による移動時の安全確保について対策をとりまとめた。

1. 事故の概要

- 令和8年5月6日、学校法人北越高等学校の部活動の遠征のため、マイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生
- 事故に至る経緯等については現在も捜査中であるが、北越高校と蒲原鉄道との間で認識が異なっている状況。両者は、当該バスの手配について、事前に見積書や契約書を交わしていなかったと回答

2. 今後の対策

- 教育課程内の活動においては、移動が必要となる場合、原則、公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することが基本。教育課程外その他の活動においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、地域の実情も踏まえつつ、利用可能な範囲で、公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討することが重要

（1）ガバナンスの徹底

- 学校の設置者は、学校教育等における移動の安全確保について設置する学校に対して適切に管理運営。学校及び交通事業者等は、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応
- 学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底
- 学校は、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、保護者に対して事前に連絡

（2）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

- 学校は、法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にすると、適切に交通事業者等を選定
- 貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は、事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付
- 学校、交通事業者等とともに、自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化。契約に関する書面については整理して保存

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和８年６月）概要 ②

（３）レンタカーでの契約の在り方

- 学校は、レンタカーを利用する場合、**レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず**※1、**自らが借受人となってレンタカー事業者と契約**を行い、貸渡証を受領し、当日携行
- 学校は、レンタカー契約に際して、**実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記**するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請
- **レンタカー事業者以外の事業者等は、学校に代わってレンタカーを手配しない**※1

※1 法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除く。

(4) 自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

- **学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「安全管理チェックシート」を参考に、①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を行う**

その際、**学校の管理職は**、引率計画や移動計画等について、書面等による**事前承認を徹底**

（５）運転者の手配の在り方

- 学校は、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、**学校自らの責任で、運転者を直接手配**すること又は**関係法令で認められている事業者等※²**に**直接依頼し、適切に契約**
- **事業者等は**、関係法令で認められている場合を除き、**運転者の手配の依頼があっても、手配しない**
- **学校は**、その責任において手配する運転者について、**適切かつ有効な運転免許を保有**していることや、**事故歴・交通違反歴等**の懸念事項がないことを**事前に確認**

※2 自家用自動車管理業者や許可を受けている労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等

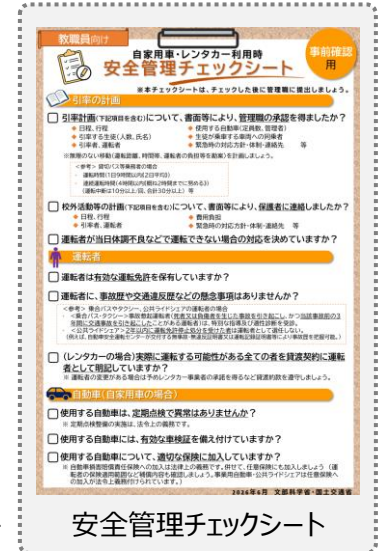
（６）教職員等の同乗について

- 学校は、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等（部活動指導員、保護者等も含む。）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等を適切に配置

（７）安全意識の啓発・研修等

- **学校の設置者は**、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての**安全意識の啓発・研修等を実施**することが望ましい
 - **学校の管理職は**、**移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努める**とともに、**国土交通省の地方運輸局等においても**、教育委員会や都道府県私学担当部局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、**研修への協力に努める**
- *部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、適宜読み替えて適用する

*部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、適宜読み替えて適用する。



学校教育等における移動手段の類型と留意事項

移動手段	学校等で使用が主に想定される場面	手配を行う者	運転者	留意事項	
				車両の手配・管理	運転者の手配・管理
貸切バス、タクシー等 A ※スクールバス(事業者所有車両)を含む	・通学 ・教育課程内の活動(修学旅行等) ・教育課程外の活動(部活動) 地域クラブ活動	・学校教職員 ・宿泊を伴う活動であれば旅行業者を通じた手配も想定(管理職の承認) 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	車両を有する事業者の運転者	・法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 ・書面による契約内容の確認 ・乗車前のナンバープレートの色(いわゆる緑ナンバー)の確認 ・貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考 <貸切バス> ・運送引受書の受領(契約内容の確認) <タクシー> ・契約内容の確認	
公共ライドシェア(自家用有償旅客運送) B	同上	学校教職員(管理職の承認) 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等がスクールバス所有者を介して手配 ※自治体が運営する地域クラブが当該自治体のスクールバスを活用する場合等	自治体等の運送主体が確保した運転者	・法令に基づく登録を受けた事業者であることの確認 ・書面による契約内容の確認	
スクールバス(学校、設置者所有) C			・指定された教職員 ・学校または設置者が手配した運転者	・道路運送車両法による以下の義務の履行 ➢ 自動車の使用者は、日常点検整備や定期点検整備などを行う必要 ➢ 定員11～29名以下のバスを2台以上、定員30名以上のバスを1台以上所有している場合は、整備管理者の選任が必要	・道路交通法による以下の義務の履行 ➢ 適切な運転免許の保有や過労運転等の禁止等 ➢ 定員11名以上の自動車を所有しているなどの場合、安全運転管理者を選任し、運行計画の作成、点呼による運転者の疲労等の確認、アルコール検知等の実施
自家用車(教職員、同窓会、保護者会等が所有・管理する車両) D	教育課程外の活動(部活動) 地域クラブ活動	学校教職員(管理職の承認) 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	・教職員、保護者等の学校関係者 ・学校が手配した運転者 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ、保護者、指導者等	・「安全管理チェックシート」参照 ・運転者は自らの責任で手配	
レンタカー E				・法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 ・学校が自ら借受人となってレンタカー事業者と契約 ・運転の可能性のある者の事前連絡を含む、貸渡約款の遵守 ・貸渡証の受領(契約内容の確認・運転時の携行)	・「安全管理チェックシート」参照 ・車両を貸し出す事業者に依頼して運転者を手配してもらうのは不可

※【A～E】は取りまとめ文書との対応関係

学校における防火防災に係る安全点検等の実施等について（通知）

（令和 8 年 6 月 26 日 付け 8 教参学第 9 号）

- 令和 8 年 6 月 19 日に東京都北区の小学校において校舎から出火し、複数の児童及び教職員が負傷する火災が発生。
- 今般の火災の原因等の詳細については、**現在、警察及び消防による調査等が進められているが、今般の火災を受け、各学校における防火防災に係る安全点検等の実施等**について、下記のとおり求めるもの。

1. 施設・設備の点検の徹底

- **以下の法定点検を遺漏なく確実に実施すること。**
 - ① **消防法に基づく消防用設備等の法定点検**（6 か月に 1 回の機器点検、1 年に 1 回の総合点検）
 - ② **建築基準法に基づく、国、都道府県、建築主事を置く市町村等が所有・管理する学校の敷地、構造等に係る定期的な法定点検**
 - ③ **学校保健安全法等に基づく、毎学期 1 回以上の定期的な安全点検、臨時及び日常の安全点検**
- 学校における安全点検の実施に当たっては、文部科学省が示している「学校における安全点検要領」等を参考に、防火用水、消火器、消火栓、防火シャッター、防火用扉などの作動性の確認や、避難器具の点検、適正な避難経路の確保等を含めた安全管理の取組等を実施すること。

2. 防火管理の徹底、避難訓練等の実施及び実効性の確保

- **消防法により作成することとされている消防計画に基づく日常的な防火管理、消火、通報及び避難の訓練の定期的実施、消防計画の内容の確認・見直しなどにより、平時からの火災予防を徹底すること。**
- **避難訓練の機会を活用し、教職員も含めて以下の点を確認・共有すること。**
 - ・ 自動火災報知設備作動時の初動対応方法
 - ・ 消火器や消火栓等の消火設備及び救助袋等の避難設備の設置場所や使用方法

3. 火災事故発生時の対応

- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」で示している、火災発生初期段階における具体的な対応フローに沿って、各学校の危機管理マニュアルの記載内容を点検し、事故発生時の対応手順の明確化などの必要な改訂を行うこと。
- 危機管理マニュアルに即した対応を確実に実施するため、教職員間における十分な共通認識を図ること。

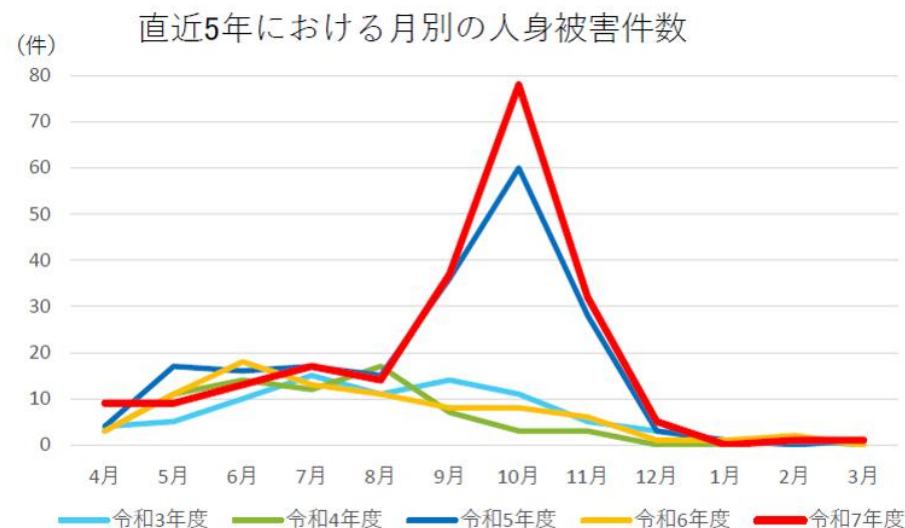
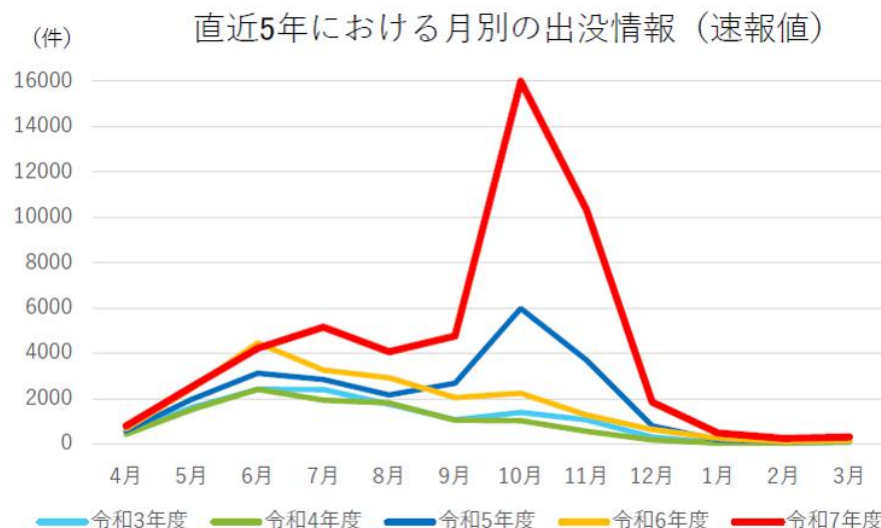
4. クマ被害防止



令和7年度のクマの出没や被害状況について

- 令和7年度は、出没情報件数、人身被害者数、死亡者数が過去最多となった。

	出没情報(速報値) (4月～3月)	人身被害件数 (4月～3月)	人身被害者数 (4月～3月)	死亡者数 (4月～3月)
令和7年度	50,776	216	238	13
令和6年度	20,513	82	85	3
令和5年度	24,348	198	219	6



※北海道は出没件数の公表は行っていないため、出没件数は北海道以外の都府県の合計。人身被害、死亡者数は全都道府県の合計。

出典元：令和8年5月19日（火）第4回クマ被害対策等に関する関係閣僚会議より、環境省作成資料「資料1 クマ被害の現状と対策について」から抜粋

児童生徒等のクマ被害防止対策について ※児童生徒向け動画、保護者向けリーフレット

○「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、子供たちの安全確保に必要な携帯品に対する経費の補助

○児童生徒向け動画

「クマにおそわれないための3つの約束（政府広報・文部科学省・環境省）」



内容

- ① クマの生息域の確認
- ② 通学時の注意点
(声や音で人の存在をアピール、音を出して歩く、友達と大きな声を出して歩く)
- ③ 万が一クマを見つけてしまった時の対処法
(ゆっくりと後ずさりをして逃げる、防御姿勢)

○保護者向けリーフレット

「保護者のみなさまへ クマ出没時の対策を家族で確認しましょう（文部科学省・環境省）」



内容

- ① クマの生態について
- ② クマの出没情報の確認
- ③ クマに出会わないために 子供たちと確認したいポイント
- ④ もしも、クマに出会ってしまったら… 落ち着いて行動するために
- ⑤ 学校・保護者・地域の皆さまへのお願い



その他

学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）（令和8年5月8日付け8教参学第1号）

校外活動等での船舶による運送利用時の安全確保の徹底について（令和8年6月30日付け事務連絡）

夏休み期間における河川等水難事故防止の普及啓発についての協力願い（依頼）（令和8年7月1日付け事務連絡）

⇒学校安全に関する各通知等については、以下のリンク先を参照。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1339094.htm

中央教育審議会関係法令

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（設置）

第七十五条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

中央教育審議会

教科用図書検定調査審議会

大学設置・学校法人審議会

国立研究開発法人審議会

（中央教育審議会）

第七十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること。
- 三 文部科学大臣の諮問に応じて生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議すること。
- 四 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。
- 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育

振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項、学校教育法、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第十五条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

六 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項、産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項に定めるもののほか、中央教育審議会に関し必要な事項については、中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

○中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）

（組織）

- 第一条 中央教育審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
 - 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

- 第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
教育制度 分科会	一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する重要事項を調査審議すること。 二 地方教育行政に関する制度に関する重要事項を調査審議すること。
生涯学習 分科会	一 生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議すること。 二 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。 三 視聴覚教育に関する重要事項を調査審議すること。 四 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第十五

	条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
初等中等教育分科会	一 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。次号において同じ。）の振興に関する重要事項を調査審議すること（生涯学習分科会の所掌に属するものを除く。）。 二 初等中等教育の基準に関する重要事項を調査審議すること。 三 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）及び学校給食に関する重要事項を調査審議すること。 四 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項を調査審議すること。 五 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 六 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
大学分科会	一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。 二 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

	三 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
--	---

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

- 第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
 - 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（幹事）

- 第七条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、文部科学大臣が任命する。
 - 3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、第五条第一項の表生涯学習分科会の項下欄の第一号に掲げる重要事項及び第五号に掲げる事項（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項に限る。）について、委員を補佐する。
 - 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、文部科学省総合教育政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、生涯学習分科会に係るものについては文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課において、初等中等教育分科会に係るものについては文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課において、大学分科会に係るものについては文部科学省高等教育局高等教育企画課において処理する。

(雑則)

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

中央教育審議会運営規則

令和七年三月十七日
中央教育審議会決定

中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）第十一条の規定に基づき、中央教育審議会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 中央教育審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、中央教育審議会令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

（分科会）

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分 科 会	事 項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第十五条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
初等中等教育分科会	一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項
大学分科会	一 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十

	五年法律第百十四号) 第十六条の二第三項及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項
--	--

- 3 前項の表の下欄に掲げるもののほか、同項の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ審議会があらかじめ定める事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。
- 4 前二項に規定する事項について分科会が議決したときは、分科会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

（部会）

第四条 部会の名称及び所掌事務は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。以下この条において同じ。）が審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この条において同じ。）に諮って定める。

- 2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。
- 3 令第六条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。
- 4 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

（会議の公開）

第五条 審議会の会議は、公開して行う。ただし、特別の事情により審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

（審議参加の制限）

第六条 第三条第二項の表の下欄に掲げる事項に関する事案について審議を行う場合、当該事案に利害関係を有する委員、臨時委員及び専門委員は、当該審議には加わることができない。

（雑則）

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、審議会の決定の日（令和七年三月十七日）から施行する。

初等中等教育分科会運営規則

令和七年三月二十六日
初等中等教育分科会決定

中央教育審議会運営規則（令和七年三月十七日中央教育審議会決定）第三条第五項の規定に基づき、初等中等教育分科会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 初等中等教育分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）及び中央教育審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（部会）

第二条 分科会に、次に掲げる事項を分担させるため、部会を置くことができる。

- 一 教育課程に関する重要事項
- 二 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき中央教育審議会（以下「審議会」という。）の権限に属させられた事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、分科会が必要と認める事項

第三条 部会長は、必要に応じ、当該部会に属さない委員、臨時委員及び専門委員を、会議に出席させることができる。

（部会の議決）

第四条 次の各号に掲げる事項については、部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

- 一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
 - 二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項
 - 三 その他分科会においてあらかじめ定める事項
- 2 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、分科会長にその議決の内容を報告しなければならない。

(書面による議決)

第五条 分科会長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって分科会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合、分科会長は次の会議において報告しなければならない。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(会議の公開)

第六条 分科会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

一 分科会長の選任その他人事に関する事項を議決する場合

二 前号に掲げる場合のほか、分科会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

(会議の傍聴)

第七条 分科会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課（以下この条において「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、分科会の会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として当該各号に掲げる人数とする。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者一社につき一人

二 前号に掲げる者以外の者原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数

2 前項の登録を受けた者（以下この条において「登録傍聴人」という。）は、分科会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。

3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。

4 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

5 分科会長は、登録傍聴人が、第二項の規定による許可を受けず、若しくは第三項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

第八条 分科会長は、分科会の会議において配付した資料を公開しなければならない。

ただし、分科会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第九条 分科会長は、分科会の会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、分科会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、分科会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

附 則

この規則は、分科会の決定の日（令和七年三月二十六日）から施行する。